

令和2年度主要事業に関する要望

(国 へ の 要 望)

令和元年7月

広 島 市

目 次

重点要望項目

【平和への取組】

- 1 2020年までの核兵器廃絶に向けた取組の推進について
(外務省関係) …… 2

【原爆被爆者援護施策の充実】

- 2 公益財団法人放射線影響研究所の移転について
(厚生労働省・外務省関係) …… 6
- 3 原子爆弾被爆者に対する援護の拡充強化等について
(厚生労働省関係) …… 8

【都市再生・都市基盤の整備】

- ④ 4 サッカースタジアム建設事業の推進について (国土交通省関係) …… 18
- 5 広島駅周辺整備の推進について (国土交通省・財務省関係) …… 20
- 6 「インフラ資産」の老朽化対策について (国土交通省関係) …… 22

【道路・交通ネットワークの整備】

- 7 一般国道2号西広島バイパス都心部延伸事業の早期再開について
(国土交通省関係) …… 24
- 8 新交通ネットワークの整備推進について (国土交通省関係) …… 26

【教育の充実】

- 9 教職員配置の充実改善について (文部科学省関係) …… 28

要望項目

【地方創生・地方分権改革の推進】

- 10 広島広域都市圏の発展について (総務省・財務省・内閣府・内閣官房関係) …… 32
- 11 地方分権の推進について (内閣府・総務省・財務省関係) …… 34

【平和への取組】

- 12 原爆・平和展の開催について (厚生労働省・外務省関係) …… 38

【原爆被爆者援護施策の充実】

- 13 放射線被曝者医療国際協力の推進について (厚生労働省・外務省・文部科学省関係) …… 42
- 14 原子爆弾被爆者の介護サービス利用に関する介護保険財政への支援について (厚生労働省関係) …… 44

【子育て支援の充実】

- 15 待機児童解消に向けた取組の強化について (内閣府・厚生労働省・文部科学省関係) …… 46
- 16 放課後児童支援員の確保について (内閣府・厚生労働省関係) …… 50

【保健・医療・福祉サービスの充実】

- 17 国民健康保険に対する国庫負担の更なる拡充について (厚生労働省関係) …… 52
- 18 造結幹細胞移植後のワクチン再接種について (厚生労働省関係) …… 56

【都市再生・都市基盤の整備】

- 19 平成26年8月20日豪雨災害被災地の復興まちづくりの推進について (国土交通省関係) …… 58
- 20 ひろしま西風新都の都市づくりの推進について (国土交通省関係) …… 60
- 21 西広島駅北口土地区画整理事業の推進について (国土交通省関係) …… 62
- 22 向洋駅周辺青崎土地区画整理事業の推進について (国土交通省関係) …… 64
- 23 都市公園整備事業の推進について (国土交通省関係) …… 66
- 24 下水道施設の改築への国費負担の継続について (国土交通省・財務省関係) …… 68
- 25 公共下水道事業等の推進について (国土交通省・総務省・内閣府関係) …… 70

【道路・交通ネットワークの整備】

- 26 広島高速道路（指定都市高速道路）の整備促進について (国土交通省関係) …… 72
- 27 直轄国道の整備促進について (国土交通省関係) …… 74
- 28 道路事業の推進について (国土交通省関係) …… 76
- 29 街路事業の推進について (国土交通省関係) …… 78

【防災・減災のまちづくりの推進】

- | | | | |
|----|-----------------------------|--------------|----|
| 30 | 土砂災害防止対策の充実について | (国土交通省関係) …… | 80 |
| 31 | 大雨及び洪水に関する気象警報・注意報の発表区分について | (国土交通省関係) …… | 84 |
| 32 | 港湾海岸高潮対策事業の促進について | (国土交通省関係) …… | 86 |
| 33 | 太田川高潮対策事業の促進について | (国土交通省関係) …… | 88 |

重点要望内容

1 2020年までの核兵器廃絶に向けた取組の推進について

(外務省関係)

要望内容

2020年までの核兵器廃絶に向けた取組の推進

(要 旨)

本市は、国内外の7,700を超える都市が加盟する平和首長会議やこれら加盟都市の市民、NGO等と連携して、2020年までの核兵器廃絶を目指し「2020ビジョン」の積極的な展開を図っていますが、目標年とする2020年が来年に迫る中、その実現には厳しい現実もあります。

核兵器をめぐるのは、一昨年に国連で採択された核兵器禁止条約の批准国が少しずつ増加している一方で、核保有国はNPT第6条に定められている核軍縮の誠実交渉義務を果たさず、核兵器の近代化を進めています。さらに、米国とロシアが互いに中距離核戦力(INF)全廃条約破棄を表明し、もし代替措置なしにこの条約が撤廃されれば、核兵器使用のリスクが高まることが危惧される状況となっています。

国際社会は、「核兵器のない世界」こそあるべき姿であるとの認識の下、改めてNPT第6条の核軍縮の誠実交渉義務を確認し、具体的な核軍縮の措置を速やかに実施するべきです。核兵器禁止条約は、この核軍縮の延長線上にあり、現実的な手順を踏みながら、核兵器は違法であり、無くしていくという最終目標を目指して、誠実で忍耐強い対応を続けることが重要であると考えます。このため、世界中からより多くの人々に被爆地を訪れ、被爆の実相に触れ、心から核兵器廃絶を願うようになっていただくとともに、とりわけ各国の政治指導者には、核兵器廃絶に向けた決意を固めていただきたいと考えております。

本市としては、国際社会が核兵器廃絶に向かって前進するよう、被爆の実相を「守り、広め、伝える」取組をしっかりと進めるとともに、平和首長会議加盟都市とともに広く市民社会に「ヒロシマの心」への共感の輪を広げていく取組により一層尽力していきます。

国におかれても、「2020 ビジョン」の趣旨に御賛同いただき、世界の政治指導者や若者への広島・長崎訪問の働き掛けに格別の御配慮をお願いいたします。また、一日でも早い核兵器廃絶を切に願う被爆者の思いをしっかりと受け止めた上で、核保有国と非核保有国の橋渡し役として、NPT等の体制下での核軍縮の議論に貢献するとともに、実効性のある核兵器禁止条約となるよう、積極的な外交を展開していただくよう、お願いいたします。

さらに、NPT再検討会議を始めとする核軍縮・不拡散に関する会議など、様々な国際会議の広島開催に向け、引き続き格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

「2020 ビジョン」について

1 趣 旨

平和首長会議では、2003 年秋に、被爆 75 周年である 2020 年までの核兵器廃絶を目指す具体的な行動指針「2020 ビジョン（核兵器廃絶のための緊急行動）」を策定し、世界の都市、市民、NGO 等との連携を図りながら、様々なキャンペーンを始めとした核兵器廃絶に向けた取組を世界的に展開している。

同ビジョンには、欧州議会、全米市長会議、核戦争防止国際医師会議（IPPNW）、全米黒人市長会議、都市・自治体連合（UCLG）、全国市長会（日本）、日本非核宣言自治体協議会から賛同決議を頂いている。

2 主な取組

平和首長会議は、「2020 ビジョン」を実現するための具体的な取組として、2017 年 8 月に策定した行動計画に基づき、「核兵器のない世界の実現」と「安全で活力のある都市の実現」に向けて、国際世論の醸成・拡大や平和首長会議の組織基盤の拡充を図るとともに、世界 163 か国・地域の 7,700 を超える加盟都市とともに様々な活動に取り組んでいる。

(1) 「核兵器禁止条約」の早期締結を求める署名活動

2010 年 12 月から、核兵器禁止条約の実現を求める署名活動を展開しており、これまで約 288 万筆の署名が寄せられ、次のとおり国連関係者に手交している。

提出年月	筆数	手交先	場所
2012年5月	約48万筆	2015年NPT再検討会議第1回準備委員会議長	ウィーン
2013年4月	約26万筆	2015年NPT再検討会議第2回準備委員会議長	ジュネーブ
2014年4月	約21万筆	国連事務総長	ニューヨーク
2015年4月	約110万筆	2015年NPT再検討会議議長及び国連軍縮担当上級代表	ニューヨーク
2017年5月	約51万筆	2020年NPT再検討会議第1回準備委員会議長	ウィーン
2018年4月	約19万筆	元核兵器禁止条約交渉会議議長	ジュネーブ
2019年4月	約12万筆	国連事務次長兼軍縮担当上級代表	ニューヨーク

(2) 被爆樹木二世の苗木・種の配付

平和首長会議では、被爆に耐えて現在も生き続けるヒロシマ・ナガサキの被爆樹木二世の苗木や種を希望する加盟都市に配付し、平和の象徴として大切に育てるとともに、樹木を介した市民の平和意識を醸成するための取組に活用していただいている。

本年7月1日現在、国内105都市、海外では17か国の50都市・4団体に配付している。被爆樹木二世の植樹を通じて、核兵器廃絶に向けた市民意識を国際的な規模で醸成していく。

2 公益財団法人放射線影響研究所の移転について

(厚生労働省・外務省関係)

要望内容

放射線影響研究所の着実な移転及びその機能の更なる発展

(要 旨)

公益財団法人放射線影響研究所（以下「放影研」という。）は、原爆傷害調査委員会（ＡＢＣＣ）を前身として、昭和 22 年に創設されて以来、原子爆弾被爆者の健康管理と医療面の調査研究に大きな役割を果たしております。

この放影研に関しては、

- (1) ＡＢＣＣの比治山への建設に際し、本市は反対したが、占領下で強行されたものであり、移転は全市民的宿願であること。
- (2) 古くから市民に親しまれてきた比治山は、貴重な精神的・文化的財産であり、比治山の環境整備はかねてからの懸案であること。
- (3) 広島市総合健康センター、広島赤十字・原爆病院等との有機的な連携を図るため、これら施設と近接する地域にあることが望ましいこと。
- (4) 建設後 70 年近くが経過し、施設・設備の老朽化が著しく、これまで蓄積された被爆者の貴重な試料（血液）の保存など、今後、現行の機能の維持さえ困難となる可能性があること。

という経緯等があり、比治山からの早期移転が強く望まれております。

さらに本市では、被爆 70 周年の節目に当たる平成 27 年、被爆 100 周年を見据えて目指すべきまちの実現に向けて取り組む「まちづくり先導事業」の一つとして、放影研移転後の跡地利用を含む「比治山公園『平和の丘』構想」をまとめ、平成 29 年 3 月には、「比治山公園『平和の丘』基本計画」を策定し、現在、この計画に基づき、比治山公園再整備に取り組んでいます。

本市においては、昭和 61 年度に、広島大学工学部跡地を移転予定地（7,000 m²）として確保しており、放影研においても、平成 4 年度には

「放射線影響研究所基本計画」が策定されるなど移転計画が進められていましたが、米国側の財政上の制約等を理由に、いまだ移転実現には至っておりません。

こうした中、厚生労働省から本市に対し、放影研の移転を実現する方策として、既存の建物を賃借しそこに入居する方法で検討するという考え方が示されたことから、本市は、広島市中区千田町にある広島市総合健康センターを厚生労働省の考え方に適合した最適な候補施設と考え、放影研の移転用スペースを確保するため、平成 28 年 11 月、一般社団法人広島市医師会に対し、広島市総合健康センター内にある広島市医師会臨床検査センターを移転することについて検討いただくよう依頼を行いました。これに対し、平成 29 年 10 月、一般社団法人広島市医師会から、新たに整備する医師会館に臨床検査センターを移転させることにより、放影研の移転に全面的に協力したい、との検討状況の報告がありました。

こうした状況の中、平成 30 年度に、放影研において移転に関する調査が行われ、移転実現に向けて大きな一歩が踏み出されたところです。

つきましては、放影研に係る機能の更なる発展に向け、平成 30 年度に行われた調査の結果等を踏まえて、可能な限り早急に放影研の今後の方向性を決定され、着実に移転を図っていただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

公益財団法人放射線影響研究所の現況

- 1 所在地 広島市南区比治山公園
- 2 敷地面積 2 万 2,716 m²
- 3 建物面積 延 9,233 m²

3 原子爆弾被爆者に対する援護の拡充強化等について

(厚生労働省関係)

要望内容

- 1 被爆者に対する援護の拡充強化
- 2 黒い雨体験者に対する支援の充実及び「黒い雨降雨地域」の被爆地域への指定
- 3 より被爆者救済の立場に立った原爆症認定制度の運用
- 4 在外被爆者の実態に即した援護の充実
- 5 被爆建物等の保存に対する支援強化
- 6 被爆体験証言・伝承事業の拡充
- 7 被爆 75 周年事業に対する支援

(要 旨)

1 被爆者に対する援護の拡充強化

原子爆弾被爆者に対する援護については、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づき、保健、医療及び福祉にわたる総合的な対策が実施されておりますが、被爆者並びにその遺族及び家族は、原子爆弾の特異性により、被爆から 74 年が経過しようとしている今日においても社会的・医学的・精神的後遺症に苦しみ続けなければならない実情にあります。

また、被爆者の高齢化が一段と進み、平均年齢は 80 歳を超え、ひとり暮らしや寝たきり等日常生活に支援を要する者が年々増加しており、特に原子爆弾小頭症患者は、高齢化や親の死亡等により、安心した生活を営むことが困難となっています。

こうした被爆者に対する介護施策の拡充強化や原子爆弾小頭症患者が生涯にわたり安心した生活を営むための実態に即した支援の推進など、被爆者に寄り添った援護の早期の充実が望まれております。

つきましては、国の責任において、財源措置も含め、被爆者並びにその遺族及び家族の実態に即した対策をより一層充実強化していただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。

2 黒い雨体験者に対する支援の充実及び「黒い雨降雨地域」の被爆地域への指定

本市では、平成 20 年度に大規模な調査を実施し、それにより判明した黒い雨降雨地域を第一種健康診断特例区域に指定するよう求めてきました。

これに対し、国は、この調査結果等が要望地域における広島原爆由来放射線による健康影響としての合理的根拠とはならないとする検討会の報告を踏まえ、被爆地域の拡大（第一種健康診断特例区域の指定）は困難であるとの見解を示されました。

一方、同報告において、黒い雨を体験したと訴える者に対し、不安軽減のための相談などの取組が有用である可能性があるとして、これを踏まえ、国は、こうした住民を対象とした相談・支援事業を新たに開始されました。

相談・支援事業では、事業開始以降、相談会参加に係る交通費の助成など、事業の充実が図られてきており、相談者からは、不安が軽減されたとの声が聞かれるなど、事業に対する一定の評価は得られています。

しかし、一方で、住民の一部から被爆者健康手帳の交付を求める集団訴訟が提起されるなど、被爆地域拡大を求める声も根強く聞かれます。

つきましては、こうした意見や要望、相談・支援事業実施により把握した黒い雨体験者の健康面での実態等を踏まえ、引き続き事業の充実を図っていただくとともに、被爆地域拡大の検討を行っていただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。

3 より被爆者救済の立場に立った原爆症認定制度の運用

原爆症認定制度については、平成 25 年 12 月に改正された「新しい審査の方針」により運用がなされているところですが、現在も訴訟が続いており、行政認定と司法判断との乖離が解消されていない状況にあることから、被爆者の高齢化の現状に鑑み、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」の趣旨やこれまでの判決等を踏まえ、より被爆者救済の立場に立って制度を運用するとともに、引き続き必要な見直しを行っていただくよう、お願いいたします。

さらに、原爆症の認定に係る審査に当たっては、引き続き速やかな審査を行っていただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。

4 在外被爆者の実態に即した援護の充実

(1) 在外被爆者の実情を踏まえた改善

在外被爆者の援護については、保健医療助成事業の導入、在外公館等を通じた被爆者健康手帳等の申請受付の開始、さらに平成 28 年 1 月からの「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づく医療費及び一般疾病医療費の支給開始と段階的に改善が進んできました。

また、本年 4 月からは、ブラジルの一部医療機関において、医療費の代行申請が可能となり、限定的ではありますが、在外被爆者の申請手続等の負担軽減が図られたところです。

しかしながら、依然として在外被爆者は国内とは医療制度が異なる様々な国や地域に居住していることから、引き続きその実情を踏まえて検討し、申請手続等の更なる負担軽減が図られ、国内被爆者と同様の援護が受けられるよう、必要な改善を行っていただくなど、格別の御配慮をお願いいたします。

(2) 在外公館等における被爆者支援の強化

在外公館等を通じた各種申請手続等について、十分に周知し円滑な実施を図っていただくとともに、手帳交付申請については、より一層の迅速な審査ができるよう、高齢化が進む在外被爆者の実情に即した対応について、格別の御配慮をお願いいたします。

また、医療費・一般疾病医療費及び保健医療助成費の支給についても、高齢化が進む在外被爆者が支給申請等を円滑に行えるよう在外公館等において支援を行っていただくとともに、在外被爆者健康相談等事業及び現地健康診断事業の実施に当たり、現地事務を行っている被爆者協会等の役員の高齢化が進み、事務を行うことが難しくなっていることから、在外公館等において支援を行うなど、より積極的な役割を果たしていただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。

5 被爆建物等の保存に対する支援強化

被爆から70年以上が経過し、被爆者の高齢化が進む中、被爆の実相を伝えていくことが困難な時期にさしかかっており、原爆の惨禍を次世代に伝えるための事業の充実が望まれています。

国においては、平成28年度から、広島・長崎にある被爆建物の保存に対する補助制度を創設され、本年度からは被爆樹木の保存に対する補助制度を創設されたところですが、被爆の実相を伝えるもの言わぬ証人として、これまで以上に重要な役割を担うこととなる被爆建物・被爆樹木は失われてしまうと二度と取り戻すことのできない貴重な財産であり、その保存は喫緊の課題であることから、被爆建物の保存に対する補助内容を拡充していただくとともに、被爆樹木の保存に対して引き続き充実した支援をいただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。

6 被爆体験証言・伝承事業の拡充

被爆地広島では、被爆者の体験や平和への思いを後世に伝えるため、公益財団法人広島平和文化センターから委嘱を受けた被爆体験証言者が現在 37 人活動しています。また、被爆から 70 年以上が経過し、被爆者の高齢化が進む中、被爆者の体験や平和への思いを受け継ぎ、後世に伝える被爆体験伝承者の養成に取り組んでおり、現在 131 人の伝承者が活動を行っています。

国内外のより多くの人々に被爆の実相や被爆者の「こんな思いを他の誰にもさせてはならない」という思いを伝え、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現を願う「ヒロシマの心」を共有していただくためには、こうした被爆体験証言者・伝承者の活動の場を広げていくことが重要であると考えております。

国におかれては、これまでの国立広島原爆死没者追悼平和祈念館の運営などに加え、昨年度に被爆体験伝承者の国内外派遣等事業を創設され、本年度は修学旅行の事前学習等に資するため、事業費を拡充されたところですが、被爆者の講話を聴きたいという声も寄せられており、こうしたニーズに応えていただくため、本事業の派遣対象に被爆体験証言者を加えていただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。

7 被爆 75 周年事業に対する支援

被爆から 70 年以上が経過し、これまで、「こんな思いを他の誰にもさせてはならない」との思いで、辛い過去と向き合い、自らの被爆体験を語り、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現を訴えてきた被爆者の高齢化は確実に進んでいます。

こうした中、被爆 75 周年に当たる令和 2 年度においては、次のとおり、原子爆弾の惨禍を次の世代に伝えていくため、記念事業を実施するとともに、この節目の年を機に、核兵器のない平和な世界の実現を訴え続けるという被爆者が担ってきた使命を次代を担う若い世代へ、言わば平和のバトンとして渡していく取組を推進するための事業の展開を図りたいと考えており、これらの事業に対する財政支援について、格別の御配慮をお願いいたします。

【記念事業】

- ・ 東京オリンピック・パラリンピック大会開催に合わせた原爆・平和展の開催

オリンピック・パラリンピック選手・役員、マスメディア、観客など国内外から訪れる多くの方々、その中でも、特に若い世代の人々に、被爆の実相に触れていただけるように、東京都内において原爆・平和展を開催します。

- ・ 広島大学旧理学部 1 号館関連の特別展等の開催

学都広島としての歴史を象徴する被爆建物であり、大学・大学院を通じた平和に関する教育・研究や若者の平和交流活動等の新たな拠点として整備を計画している広島大学旧理学部 1 号館について、歴史や保存・活用の意義等に関する特別展等を開催します。

- ・ 放射線被曝者医療国際協力推進協議会（H I C A R E）国際シンポジウムの開催

H I C A R E 及びその構成団体により、被爆者の尊い犠牲の上に蓄積してきた被爆者医療や放射線障害の研究の成果を、世界の放射線被ばく者への医療に役立たせてきたこれまでの取組を振り返り、今後の展望を指し示す国際シンポジウムを開催します。

【推進事業】

- ・ 全国自治体における「ヒロシマの心」への共感拡大

平和記念式典への各自治体からの生徒の派遣拡充を促すことに加え、派遣された生徒と広島の子童・生徒が一堂に会し平和のメッセージを発信する事業の本市内外からの参加団体を増やすとともに、被爆の実相をより深く理解し各自治体において「ヒロシマの心」を発信するために、考え、学ぶ場として、意見交換会を新たに開催します。

(参 考)

1 被爆者数の推移

(単位：人)

区 分	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	ピーク時
本 市	68,886	66,660	64,302	61,666	58,933	56,174	53,340	50,384	47,632	114,542 (昭和51年)
全 国	219,410	210,830	201,779	192,719	183,519	174,080	164,621	154,859	145,844	372,264 (昭和56年)

※ 各年3月31日現在

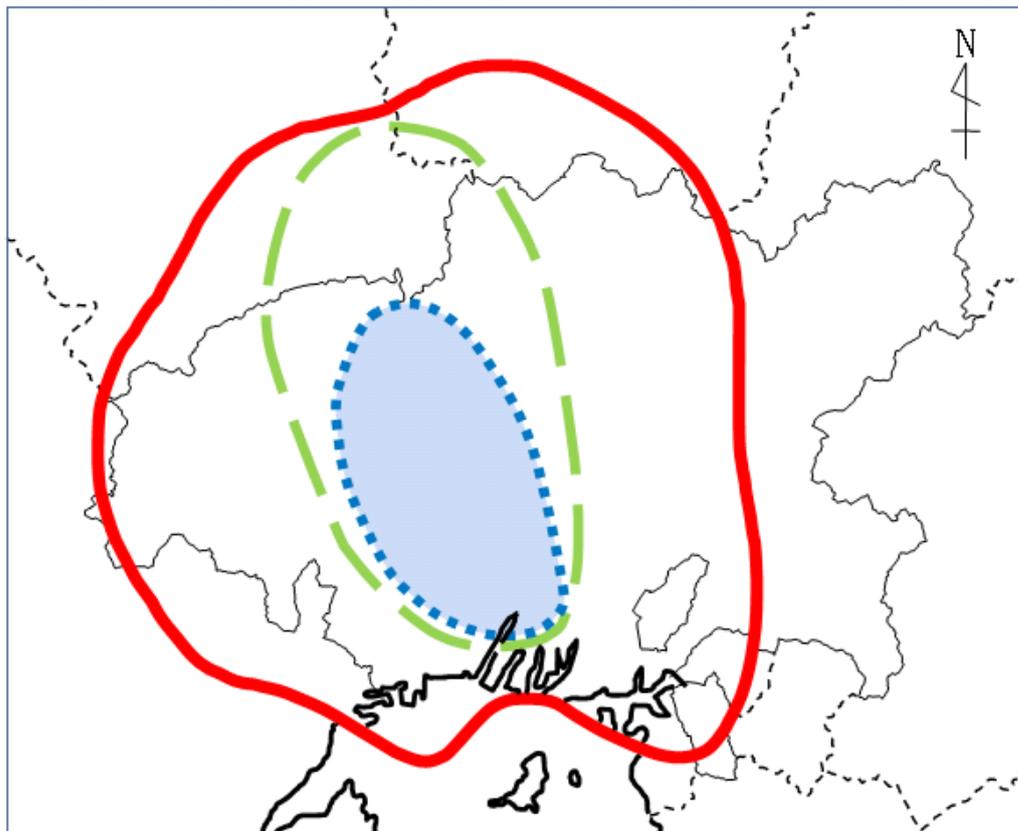
2 原子爆弾小頭症患者の現状

(単位：人)

区 分	広島市	広島県	長崎県	長崎市	北海道	神奈川県	大阪府	山口県	福岡県	合計
人 数	9	3	0	1	1	1	1	1	1	18

※ 平成31年3月31日現在

3 黒い雨降雨地域図



凡例	
	「原爆体験者等健康意識調査」 (平成20年度)で判明した降雨地域 【黒い雨体験者相談・支援事業】
	宇田小雨地域
	宇田大雨地域 (現在の第一種健康診断特例区域)

4 原爆症認定被爆者数の推移

(単位：人)

区分	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	ピーク時
本市	3,045	3,472	3,707	3,810	4,046	4,058	4,107	4,061	3,950	4,107 (平成29年)
全国	8,133	9,065	9,469	9,683	10,133	10,133	10,059	9,908	9,676	10,133 (平成27,28年)

※ 各年3月31日現在

※ 医療特別手当及び特別手当受給者数の合計である。

5 在外被爆者への法律に基づく援護の実施状況

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
被爆者健康手帳等の 処理件数	認定	25件	9件	8件	7件
	却下等	14件	18件	14件	4件
	計	39件	27件	22件	11件
各種手当の申請件数	健康管理手当	37件	14件	11件	13件
	保健手当ほか	33件	31件	23件	19件
	計	70件	45件	34件	32件

6 被爆建物の状況について

被爆建物 85件		公共所有 22件		民間所有 63件	
非木造	木造	非木造	木造	非木造	木造
30件	55件	21件	1件	9件	54件

※ 公共所有22件のうち、市所有16件、国所有(広島大学を含む)4件、県所有2件

※ 平成31年4月1日現在

7 被爆樹木の樹勢の状況について

所有者	良	やや不良	不良	著しく不良	枯死寸前	計
市	10本	36本	34本	3本	—	83本
国・県	1本	8本	6本	3本	1本	19本
民間	9本	32本	15本	2本	—	58本
計	20本 (12.5%)	76本 (47.5%)	55本 (34.4%)	8本 (5.0%)	1本 (0.6%)	160本 (100%)

※ 平成31年4月1日現在

8 被爆体験証言・伝承者について

(1) 被爆体験証言者

ア 人数

37人（うち1人が英語による講話も実施）

イ 活動内容

本市内での被爆体験講話（平成30年度実績 1,718回）

本市外での被爆体験講話（平成30年度実績 24回）

(2) 被爆体験伝承者

ア 人数

131人（うち14人が英語による講話も実施）

イ 活動内容

広島平和記念資料館での定時講話（平成30年度実績 1,131回）

小・中学校等で実施される平和学習への派遣講話（平成30年度実績

市内派遣 213回，市外派遣 273回）

※ (1)、(2)とも令和元年7月1日現在

4 サッカースタジアム建設事業の推進について

(国土交通省関係)

要望内容

財政措置

サッカースタジアム建設事業

(要 旨)

サッカースタジアムは、広島の新たなシンボルとして、広域的な集客効果を高めるなど、本市ひいては広島県全体の活性化につながるものであり、さらに、サッカーを通じた地域交流や国際交流も期待できることから、広島県、本市、広島商工会議所が一体となって、その整備に向けて取り組んでいます。

スタジアムの建設場所は、本市の中心部に位置する中央公園広場であり、その立地を生かし、サッカーのための施設にとどまらず、都心部の再生の起爆剤となるよう、スタンド下を活用したにぎわい機能の導入等を進め、スタジアムを年間を通じて人が集まる施設としていくこととしています。

さらに、本事業と併行して、旧広島市民球場跡地を含む中央公園全体の空間づくりを進めることで、平和記念公園から旧広島市民球場跡地、サッカースタジアム、広島城、ひいては紙屋町周辺に至る、中央公園全体を使った大きな周遊ルートの形成につなげ、この一帯が中四国地方の発展を牽引する広島の新たな拠点となるよう取り組んでいくこととしています。

今後は、本年度中に策定する基本計画を基に、令和2年度から、基本・実施設計、建設工事に順次着手することとしており、令和6年の供用開始を目指して取り組んでまいります。

つきましては、サッカースタジアム建設事業の円滑な推進が図られるよう、その財源確保について、格別の御配慮をお願いいたします。

(参考)

1 サッカースタジアム建設事業の概要

- (1) 建設場所 広島市中区基町 15 (中央公園広場内)
- (2) 完成目標 令和 6 年
- (3) 総事業費 190 億円 (概算)

2 位置図



5 広島駅周辺整備の推進について

(国土交通省・財務省関係)

要望内容

財政措置

広島駅南口広場の再整備等

(要 旨)

本市は、広島駅周辺地区において、陸の玄関にふさわしいまちづくりを積極的に進めており、これまでに、二葉の里地区の土地区画整理事業、広島駅南口の市街地再開発事業、新幹線口のペDESTリアンデッキ・広場及び広島駅自由通路が順次完成しました。

これらに引き続き、令和 2 年度からは、広島駅周辺地区における活力とにぎわいの舞台づくりの最後の仕上げとして、南口広場の再整備等の本工事に着手することとしています。

この事業は、路面電車を広場へ高架で進入させるなどの広場の再整備を行うとともに、自由通路とつながる 2 階レベルの歩行者ネットワークや、市内中心部を環状で結ぶ路面電車の循環ルートを整備するものです。

また、この事業とあわせて、JR 西日本では広場の自社所有部分上空の立体利用を前提とした駅ビルの建替えを行うこととしており、本市はこの駅ビル建替えと連携して広場の再整備に取り組んでまいります。

つきましては、広島駅南口広場の再整備等の円滑な推進が図られるよう、その財源確保について、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

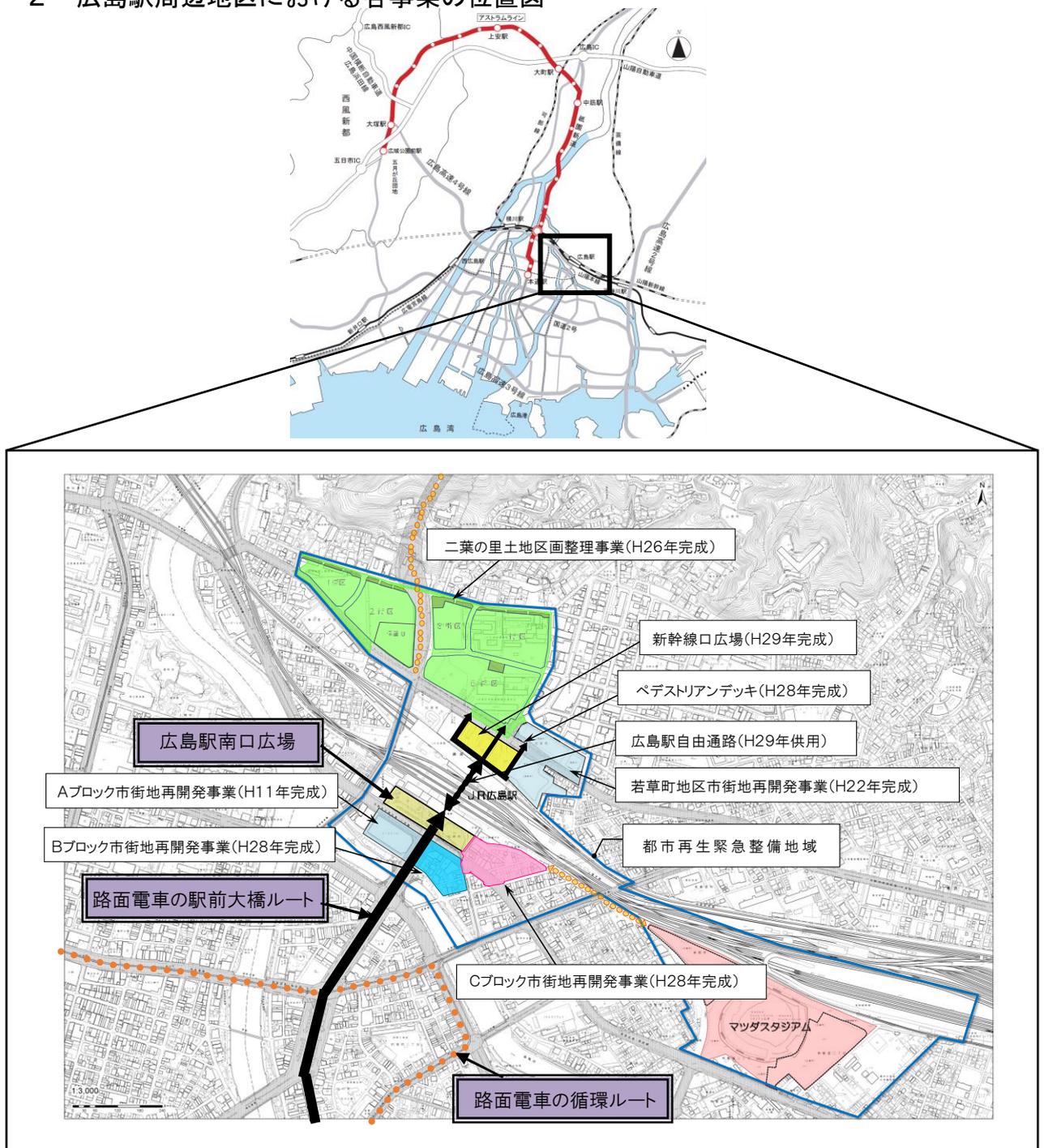
1 広島駅南口広場の再整備等の概要

完成目標 駅前大橋ルートについては令和7年春の開業を、既存電停や軌道の撤去など残る広場再整備については駅前大橋ルート開業後できるだけ早期の完成を目指す。

総事業費 約155億円

- 整備概要
- ・広島駅南口広場の再整備
 - ・路面電車の駅前大橋ルートの整備
 - ・路面電車の循環ルートの整備

2 広島駅周辺地区における各事業の位置図



6 「インフラ資産」の老朽化対策について

(国土交通省関係)

要望内容

「インフラ資産」の計画的で効率的な維持保全・更新に必要となる継続的な財源確保などの老朽化対策の支援強化

(要 旨)

本市の道路，橋りょう，上下水道など市民生活や経済活動を支える基盤となる「インフラ資産」の整備は，おおむね高度経済成長期に当たる昭和40年代から本格化しており，築年数の経過により施設が劣化し，一部には老朽化による施設破損の事例が発生しております。

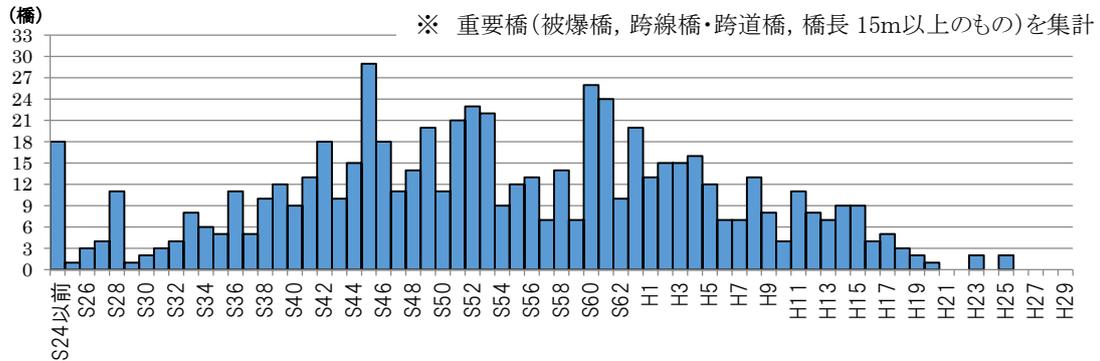
「インフラ資産」の老朽化に対し，国におかれては，インフラ長寿命化計画（行動計画）に基づき，メンテナンス体制の強化や新技術の開発・導入等の取組が進められているところであり，本市においても，「ハコモノ資産」を含めた「広島市公共施設等総合管理計画」を平成29年2月に策定し，公共施設の老朽化の課題に全庁を挙げて取り組んでおります。

現在，「インフラ資産」の老朽化対策について，この計画に基づき個別施設計画による点検や計画的で効率的な維持保全・更新などを実施しておりますが，これには大きな財政負担が生じており，今後も増加する見込みです。

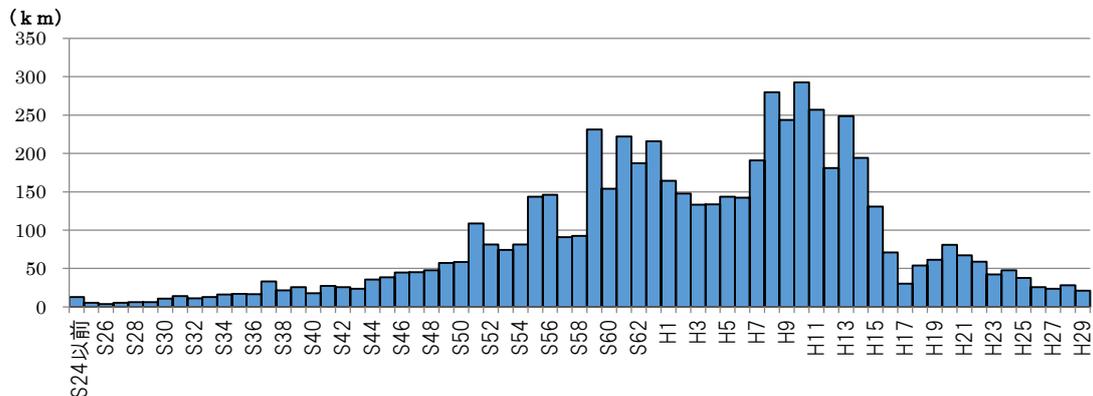
つきましては，「インフラ資産」の維持保全・更新に必要となる継続的な財源確保などの老朽化対策の支援強化について，格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

1 本市が管理する橋りょうの架設年度別の分布



2 下水管路の布設年度別の分布



3 財源確保の要望内容

防災・安全交付金

- (1) 橋りょう長寿命化等の戦略的維持管理の推進 (防災・安全)
 - 橋りょう長寿命化 (耐震対策含む)
 - 橋りょう緊急保全対策
 - 新交通インフラ長寿命化 (耐震対策含む)
 - トンネル保全対策
 - 橋りょう等定期点検
- (2) 災害に強く安全・安心に暮らせる道路環境の整備 (防災・安全)
 - 道路法面・土工構造物保全対策
 - 舗装修繕・路面陥没対策
 - 道路附属物保全対策
- (3) 市民の生命と財産を守る下水道事業 (防災・安全)
 - 下水道施設長寿命化

7 一般国道2号西広島バイパス都心部延伸事業の早期再開について

(国土交通省関係)

要望内容

一般国道2号西広島バイパス都心部延伸事業の早期再開

(要 旨)

一般国道2号西広島バイパスは、本市と廿日市市を結び、沿線地域の開発と経済の発展に大きく寄与する重要な広域幹線道路です。

特に、西広島バイパス都心部延伸事業は、廿日市市・大竹市・岩国市などの西部方面から本市の都心部へ向かう交通の渋滞緩和や沿道環境の改善、さらには昨年10月に都市再生緊急整備地域に指定された「広島紙屋町・八丁堀地域」への導入路となるものであることから、本市の中核性向上にも資する重要な事業です。

この事業は、平成15年に全体4.2kmのうち1.9kmが供用開始されましたが、残りの2.3kmについては、平成16年当時、本市の厳しい財政状況等を理由に、本事業の進め方について慎重に対応していただいたという経緯があり、現在においても未整備となっています。

このため、西広島バイパスの庚午出口等では、現在も県内屈指の渋滞が続いており、高架道路の延伸による渋滞緩和、所要時間の短縮が、物流の効率化、広域観光の促進、都心の活性化、公共交通機関の利便性向上などにもたらす効果は多大なものがあると期待されています。

また、本市と周辺23市町における圏域経済の活性化と圏域内人口200万人超の維持を目指す「200万人広島都市圏構想」を推進していくためには、基盤となる西広島バイパス都心部延伸事業をはじめとする圏域内の広域幹線道路ネットワークの充実・強化が不可欠です。

こうしたことから、地元経済界においては、広島広域都市圏の産業、経済、文化及び観光の一層の活性化を図るため、平成29年12月「西広島バイパス都心部延伸事業促進協議会」を設立し、「国道2号西広島バイパス高架建設促進期成同盟会」と連携を図りながら延伸事業の早期再開、早期全

線供用に向け、官民一体となって取り組んでいるところです。

昨年6月には、沿道の地域団体から、高架道路の早期全線開通を求める要望書が提出されるとともに、平成30年第2回広島市議会定例会において、本事業の早期全線供用を求める決議がなされるなど、事業の早期再開への期待の声は、地域全体の大きなうねりとして、一層高まっています。

さらに、本年1月からは、国、関係自治体、地元経済界で構成する「西広島バイパス都心部延伸事業整備効果検討会」を設置し、事業の整備効果等について検討を進めており、検討結果を速やかに国に報告することにしていきます。

このように、地元経済界と圏域の自治体が総力を結集し、強固な連携のもと事業が円滑に進むよう引き続き取り組んでまいりますので、西広島バイパス都心部延伸事業の早期再開について、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

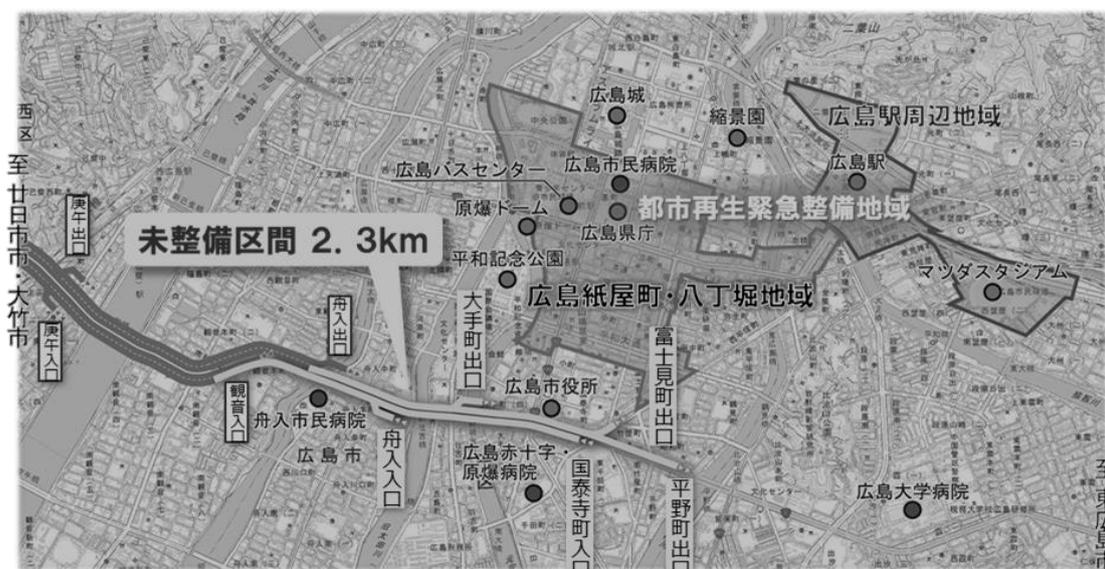
一般国道2号西広島バイパス都心部延伸事業の概要

1 概要

事業区間	延長	整備状況	備考
広島市中区平野町～西区観音本町	2.3km	未整備	2車線
広島市西区観音本町～西区庚午北	1.9km	整備済 (H15.10供用)	4車線 (一部暫定2車線)

2 西広島バイパス全線供用で期待される整備効果

- 交通渋滞の緩和
- 沿道環境の改善
- 広域観光の促進
- 都心部の活性化
- 物流の効率化



8 新交通ネットワークの整備推進について

(国土交通省関係)

要望内容

財政措置

- 1 新交通西風新都線の整備
- 2 新交通ネットワークの設備更新に対する財政支援の拡充

(要 旨)

本市では、活力とにぎわいを生み出す基盤づくりとして、利用者の利便性向上の観点に立った公共交通ネットワークの形成に取り組んでおります。

このうち、新交通ネットワークについては、平成 6 年、広域拠点であるひろしま西風新都と都心部を結ぶ約 18.4km のアストラムラインが開業し、平成 27 年には新白島駅が完成したことで、J R 山陽本線との結節が図られたところです。

今後、さらなる都心へのアクセス向上や西風新都の都市づくりを推進していくため、アストラムラインの終点となっている広域公園前駅から J R 西広島駅までの間を新交通西風新都線として延伸整備することにしております。この延伸は、J R 山陽本線と一体となり、軌道系の基幹公共交通による循環型ネットワークを形成することによって、都心を含むデルタ地域とひろしま西風新都との結びつけに加え、広島広域都市圏内の各市町との結びつけを深め、ヒト・モノ・カネ・情報のさらなる好循環を生み出すものと考えています。現在、環境影響評価、都市計画法及び軌道法の手続きを並行して進めているところです。

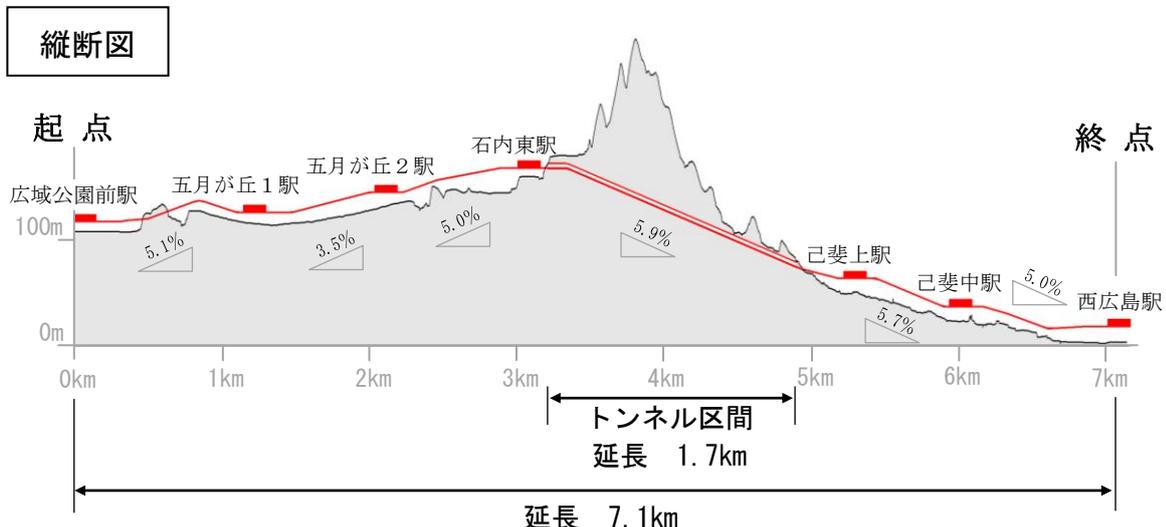
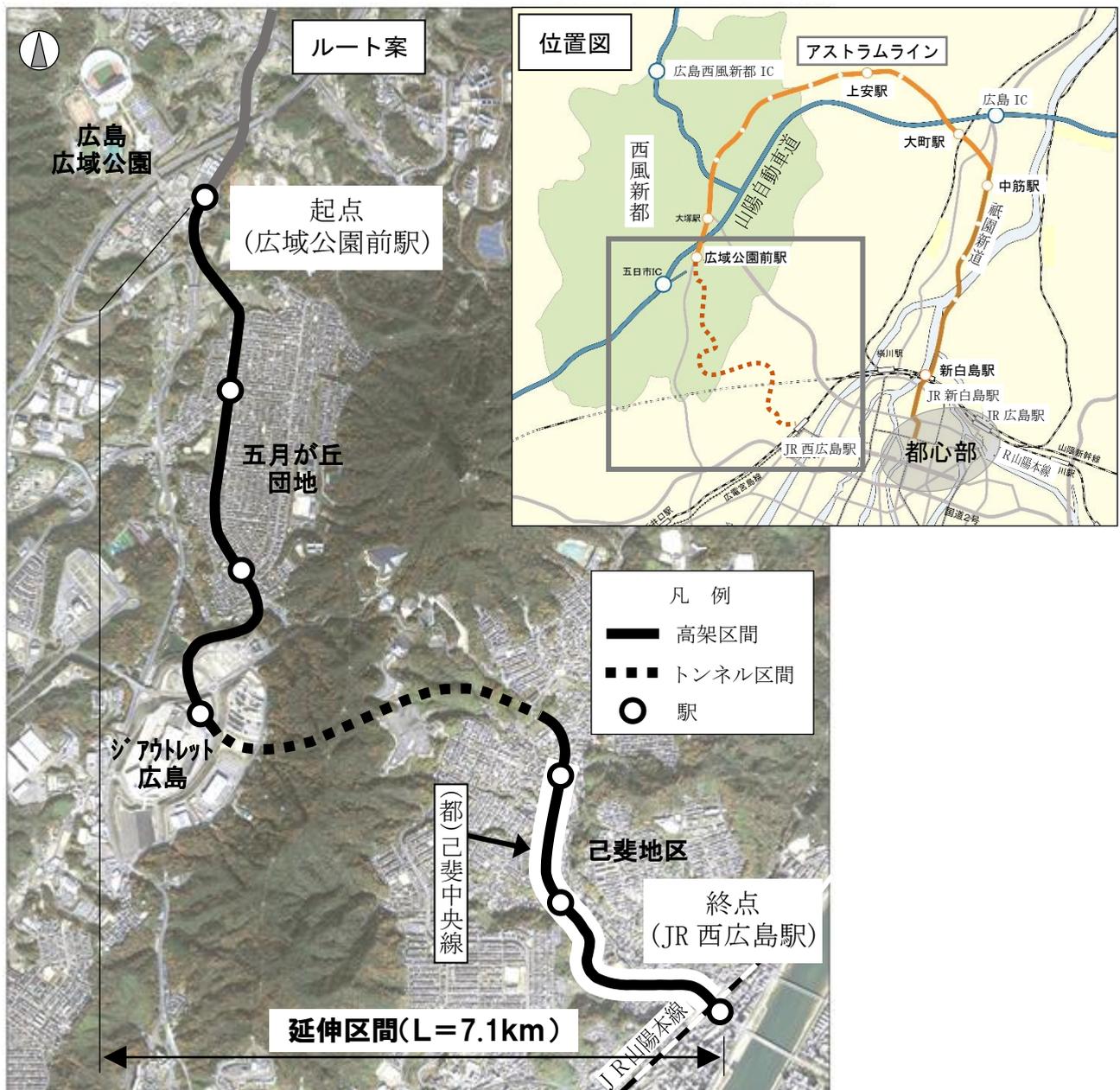
その一方で、アストラムラインは開業から 20 年以上が経過しており、設備等の老朽化が進み、設備機器の更新が本格化しています。

今後、新交通ネットワークの充実・強化を図りつつ、安定的な運行を維持するためには、延伸整備に対する支援に加え、交通事業者の設備更新に対する財政支援の拡充が必要です。

つきましては、新交通西風新都線の整備のための財源確保と新交通ネットワークの設備更新に対する財政支援の拡充について、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

新交通ネットワークの計画（新交通西風新都線のルート概略図）



※ 各駅間の勾配は駅間の最急勾配を示している。
※ 駅の名称は全て仮称である。

9 教職員配置の充実改善について

(文部科学省関係)

要望内容

教育上の課題解決と働き方改革に向けた教職員定数の加配定数措置の拡充

(要 旨)

本市では、いじめを主たる原因として生徒の命が失われるという事案を二度と生じさせないための生徒指導体制の強化、英語科導入による小学校専科指導の充実、ティーム・ティーチングを含めた少人数学級の展開など、多くの教育上の課題解決が求められています。

また、そのような課題に対応するため、教職員配置を充実させることは、教員の働き方改革の推進にも大いに資するものと考えています。

つきましては、本市教育の一層の充実に努めていくために、加配定数措置の拡充について、格別の御配慮をお願いいたします。

1 生徒指導体制の強化

本市では、平成 29 年 7 月に本市中学校生徒が校内で、いじめを主たる原因として、自ら尊い命を絶つという事案が発生しており、平成 30 年 12 月 28 日、本市教育委員会は広島市いじめ防止対策推進審議会からこの事案に係るいじめの全容、学校の対応や再発防止などの調査結果について、答申を受けました。

再発防止策の一つとして、児童生徒の実態把握や教育相談等の中心的な役割を担う「教育相談担当教員」を校内組織に位置づけ、生徒指導主事と協力して生徒指導体制の充実を図ることとしており、とりわけいじめに関する課題が顕著な学校に対しては、教員の加配措置による専任化が重要な課題となっています。

また、就学援助率が高く、生徒指導上の課題が大きな学校については、生徒指導主事等の専任化により、各教員の学習指導に係る時間を確保し、

教育格差の解消を図る必要があります。

つきましては、これらの教員の専任化に伴う加配定数を措置していただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。

2 小学校専科指導の充実

本市では、平成 22 年度から、教育課程特例校制度を活用し、本市独自の教育課程である「ひろしま型カリキュラム」の中で、全小学校の 5・6 年生を対象に、英語科を実施しています。

新学習指導要領においては、小学校 3・4 年生に外国語活動、小学校 5・6 年生に外国語科が導入されますが、これまで実施してきた英語教育をさらに発展させ、会話や実際のコミュニケーション場面を重視した授業を行うことで国際平和文化都市にふさわしい人材の育成を目指すこととしており、こうした取組に英語専科教員の配置は欠かせません。

つきましては、全ての小学校で英語専科教員による授業が実施できるよう専科指導教員の加配定数を措置していただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。

3 少人数学級の実施

本市では、平成 20 年度から、個に応じたきめ細かな指導により、基礎学力の確実な定着に取り組む学校を支援するため、小学校 2 年生から中学校 1 年生において 35 人を上限とする少人数学級編制を実施していますが、それに加えて、ティーム・ティーチングなどによる個に応じた教育をさらに進める必要があります。しかし、本市の財政が厳しさを増す中、単独加配措置自体が困難な状況となっています。

これまでも、少人数学級に係る加配定数を措置していただいているところですが、更なる措置とともに、ティーム・ティーチングのための加配措置について、格別の御配慮をお願いいたします。

要望内容

10 広島広域都市圏の発展について

(総務省・財務省・内閣府・内閣官房関係)

要望内容

地方創生を実現するための「連携中枢都市圏制度」を活用した取組や「総合戦略」を推進するための施策に対する地方財政措置の充実

(要 旨)

社会経済情勢の変化，とりわけ人口減少という避けては通れない事態を前にしては，地方創生という課題と向き合いながら，大胆な施策を展開していくことが必要です。

そこで，本市は，本市の都心部からおおむね 60 km の圏内にあつて経済面や生活面で深く結び付いている近隣市町と，“都市連盟”とも言うべき強固な信頼関係を基盤として，地域の資源を圏域全体で生かす様々な施策を展開することで，圏域経済の活性化と圏域内人口 200 万人超の維持を目指す「200 万人広島都市圏構想」を実現したいと考えています。

この「200 万人広島都市圏構想」の実現に向けて，平成 28 年 3 月には，本市と 23 市町との間でそれぞれ連携協約を締結するとともに，都市圏の目指す将来像とその実現を図るための具体的な施策を取りまとめた「広島広域都市圏発展ビジョン」を策定し，平成 28 年度から「連携中枢都市圏制度」を活用した具体的な取組を進めているところです。

つきましては，「連携中枢都市圏制度」に基づく連携中枢都市及び連携市町の取組に対する地方財政措置の更なる拡充について，格別の御配慮をお願いいたします。

併せて，地方創生の効果をより一層高めるため，「連携中枢都市圏制度」を活用した施策と車の両輪のように連携して取り組む，本市の「総合戦略」を推進するための施策に対しても，十分な規模で地方財政措置が講じられるよう，格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

広島広域都市圏



広島広域都市圏協議会を広島、山口両県の 11 市 13 町（広島市，呉市，竹原市，三原市，大竹市，東広島市，廿日市市，安芸高田市，江田島市，府中町，海田町，熊野町，坂町，安芸太田町，北広島町，大崎上島町，世羅町，岩国市，柳井市，周防大島町，和木町，上関町，田布施町及び平生町）で構成

11 地方分権の推進について

(内閣府・総務省・財務省関係)

要望内容

- 1 地方分権改革における提案募集項目の実現
- 2 新たな大都市制度「特別自治市」の創設

(要 旨)

1 地方分権改革における提案募集項目の実現

人口減少・少子高齢化社会を迎え、住民のニーズがますます多様化・複雑化する中、地域住民の意向に沿った真の分権型社会を実現していくためには、住民に最も身近な基礎自治体が、国や県などの行政組織と緊密な連携を図りながら、住民の視点で実現可能な方策を模索し、地域に根ざした政策決定を行うことが重要であると考えています。

こうした中、地方分権改革に関し、国においては、平成 26 年 5 月から、地方の発意に根ざした新たな取組の推進を目的に、全国的な制度改正に係る提案を募集されています。

本市では、真の分権型社会の実現を目指すため、この提案募集を積極的に活用することとしており、本年度は「幼保連携型認定こども園に係る制度及び施設整備の所管の一元化」を求める提案など、4 件の提案を提出しています。

つきましては、本市からの提案項目の実現に向け、格別の御配慮をお願いいたします。

2 新たな大都市制度「特別自治市」の創設

現行の指定都市制度は、人口減少や少子高齢化、社会資本の老朽化などの指定都市が直面する問題や圏域全体の活性化・発展の牽引役として指定都市が求められる役割に十分に対応できる制度ではありません。

このため、現行の指定都市制度を抜本的に見直し、基礎自治体優先の原則の下、住民がより良い行政サービスを受けられるよう、一元的・総合的な事務・権限とそれに見合う自主財源を制度的に保障する新たな大都市制度「特別自治市」を創設する必要があると考えています。

つきましては、第 30 次地方制度調査会で引き続き検討すべきとされた様々な課題の整理を早期に行うなど、「特別自治市」の創設について、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

1 令和元年度 地方分権改革に関する本市提案

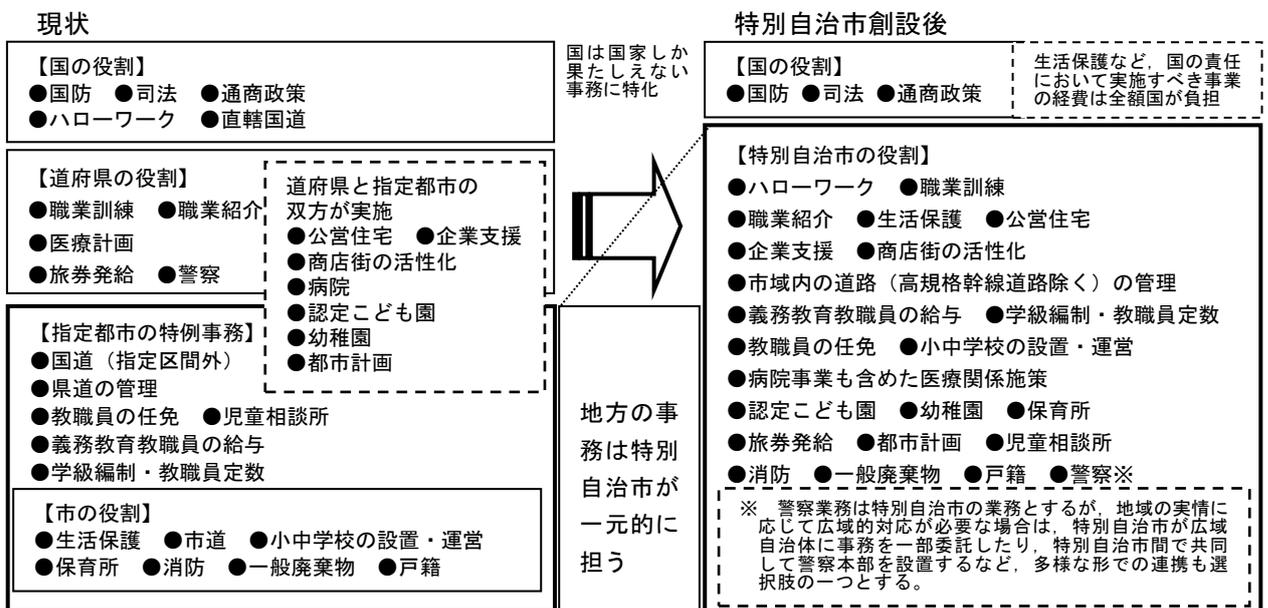
No.	提 案 項 目	制度の所管 関係府省庁
1	幼保連携型認定こども園に係る制度及び施設整備の所管の一元化	内閣府 文部科学省 厚生労働省
2	地方自治体が独自に設けているポイント制度のポイントによる公金収納の取扱いの明確化	総務省
3	学校給食における前日調理の規制の緩和	文部科学省
4	有料道路における障害者割引制度の改善	厚生労働省 国土交通省

2 新たな大都市制度「特別自治市」について

(1) あるべき大都市制度の姿 ～特別自治市の創設～

- 大都市の潜在能力を極限まで引き出し、日本を牽引するエンジンとなるための選択肢
- 大都市の市域においては、従来の二層制の自治構造を廃止し、広域自治体に包含されない「特別自治市」を創設
- 「特別自治市」は、現行制度で国や道府県の事務とされているものも含め、地方が行うべき事務の全てを一元的に担うことを基本
- 市域内の地域課題に対応するため、各都市の実情に応じ住民自治・住民参加の仕組みを構築
- 大都市圏域における広域的行政課題については、大都市を中心とした基礎自治体間の連携で対応
- 特別自治市の創設に当たっては、新たな役割分担に応じた税財政制度を構築

(2) 特別自治市の担うべき事務について（主要な業務）



12 原爆・平和展の開催について

(厚生労働省・外務省関係)

要望内容

- 1 国による海外での原爆展の開催の拡充
- 2 広島・長崎両市が開催している海外原爆・平和展への財政支援等

(要 旨)

広島・長崎両市は、今日まで、被爆の実相を国の内外に伝えるとともに、核兵器の廃絶と世界恒久平和の実現を訴え続けてきました。

その手段の一つとして、これまで、北米、欧州、アジア、大洋州及び中南米の諸都市において原爆・平和展を開催し、大きな反響を得てきましたが、一方で、原爆被害の実相がいまだ十分に知られていないことも事実です。

核兵器をめぐるのは、核保有国による核兵器の近代化や米国とロシアによる中距離核戦力（I N F）全廃条約破棄の表明など、被爆地の願いに反する動きが見られる状況になっています。原爆・平和展の開催は、核兵器廃絶の国際世論を高め、核抑止力に依存する核保有国の政策を変えさせていく上で、有効な手段の一つであり、人類史上唯一の被爆体験を持つ我が国には、被爆の実相を伝える積極的な取組が求められています。

こうした中、本市では、平成 7 年以来、核超大国であるアメリカ、ロシアを始めとする 19 か国 49 都市において「ヒロシマ・ナガサキ原爆・平和展」を開催しています。

国におかれては、本年度、米国において原爆展を開催するとともに、広島・長崎両市が開催する海外原爆・平和展への人的・物的連携を続けていただく予定となっていますが、今後より一層広く海外に被爆の実相を伝えるため、国による海外での原爆展の開催の拡充及び広島・長崎両市が開催している海外原爆・平和展への財政支援や連携強化について、格別の御配慮をお願いします。

(参 考)

「ヒロシマ・ナガサキ原爆・平和展」について

1 事業主体

広島市，長崎市，現地主催団体

2 事業内容

(1) 開催場所

核保有国を中心とした各国の主要都市

(2) 主な内容

ア 被爆の実相や現在の核の状況，今日の広島・長崎の姿を示す写真パ

ネル等及び市民が描いた原爆の絵の展示

イ 被爆資料の展示

ウ 被爆の実相を伝えるビデオの上映

エ 被爆体験証言の開催 など

3 これまでの開催状況

開 催 場 所	開 催 期 間	入 場 者 数	備 考
米国・ワシントンD. C. アメリカン大学	平成 7年7月8日 ～7月27日	約3,000人	
米国・ミズーリ州コロロンビア市 スティーブン大学	平成 8年8月20日 ～9月1日	約2,700人	
イタリア・ウンブリア州 ペルージャ市ロッカ・パオリーナ アッシジ市アッシジ市役所	平成 9年3月1日 ～3月31日	ペルージャ市 約3万3,000人 アッシジ市 約1万人	
米国・ニューヨーク市 ニューヨーク市立大学	平成 9年9月2日 ～10月9日	約6,300人	
インド・ムンバイ市 ネールセンター	平成10年1月30日 ～2月19日	約5万4,000人	
インド・ニューデリー市 国立科学センター	平成10年4月10日 ～5月15日	約2万8,000人	
イタリア・コモ市 サン・フランセスコ	平成10年5月2日 ～5月29日	約4,300人	
米国・マサチューセッツ州 タフツ大学アートギャラリー	平成10年10月15日 ～平成11年1月3日	約6,000人	
英国・リーズ市 王立武器博物館	平成11年8月14日 ～10月3日	約1万8,000人	
カザフスタン・セミパラチンスク市 国立ニゾロフ美術館	平成11年8月22日 ～9月12日	約1万5,000人	
カザフスタン・アルマティ市 アルマティ市科学アカデミー	平成11年9月5日 ～9月15日	約3,200人	
スイス・ジュネーブ市 バッティマン・フォルスモトリス	平成11年10月23日 ～10月31日	約4,000人	

開催場所	開催期間	入場者数	備考
米国・カリフォルニア州サンタバーバラ市 ウェストモント大学	平成12年9月1日 ～9月29日	約1,500人	
オーストリア・ウィーン市 ウィーン国際センター	平成12年9月5日 ～10月30日	約1万8,500人	
米国・テネシー州マーフリーズボロ市 中部テネシー州立大学	平成12年10月7日 ～10月28日	約1,500人	
ドイツ・ハノーバー市 ハノーバー市役所	平成12年11月20日 ～12月8日	—	
ロシア・ボルゴグラード市 国立スターリングラード攻防戦パノラマ 博物館	平成13年9月8日 ～10月7日	約4万人	
米国・オハイオ州オーバリン市 ファイアーランド協会芸術ギャラリー	平成13年9月9日 ～9月21日	約1,700人	
ニュージーランド・クライストチャーチ市 カンタベリー博物館	平成14年3月16日 ～4月21日	—	
ニュージーランド・ウェリントン市 マイケル・フォーラー・センター	平成14年5月1日 ～5月12日	約6万人	
ニュージーランド・オークランド市 アオテア・センター	平成14年9月24日 ～10月17日	約2万人	
カナダ・オタワ市 ディーフェンバンカー・カナダ冷戦博物館	平成14年11月21日 ～平成15年3月17日	約4,000人	
米国・アトランタ市 エモリー大学シャトンギャラリー	平成15年9月15日 ～11月15日	約5万5,000人	
英国・コベントリー市 ハーバート美術館・博物館	平成15年10月3日 ～10月29日	約5,700人	
英国・マンチェスター市 マンチェスター市庁舎	平成16年2月3日 ～2月27日	約5,000人	
英国・リーズ市 メトロポリタン大学	平成16年5月28日 ～6月18日	約5,000人	
フランス・オバーニュ市 シャペル・デ・ペニタント・ヌワル	平成16年9月14日 ～9月29日	約2,000人	
フランス・ナント市 エスパス・コスモポリス	平成17年1月11日 ～2月27日	約6,000人	
米国・コンプトン市 コンプトン・コミュニティ・カレッジ	平成17年3月18日 ～4月22日	約3,800人	
米国・ニューヨーク市 国連本部1階ロビー等	平成17年5月2日 ～5月27日	—	日本原水爆被害者団体協議会との共催
米国・セントポール市 セントポール市庁舎	平成17年8月25日 ～9月15日	約1,200人	
フランス・パリ市 パリ市役所展示ホール	平成17年9月5日 ～10月4日	約2万200人	
カナダ・バンクーバー市 総合アトラクション施設 ストーリアム	平成18年6月9日 ～6月30日	約2,100人	
米国・ポートランド市 ポートランド州立大学 学生会館内	平成18年11月2日 ～11月29日	約3,100人	
米国・シカゴ市 デュポール大学 学生会館内	平成19年10月15日 ～平成20年1月21日	約5,000人	
ブラジル・サンパウロ市 サンパウロ州立移民記念館	平成20年8月2日 ～9月7日	約1万1,000人	
ロシア・オレンブルグ市 オレンブルグ国立大学	平成21年10月14日 ～11月1日	約5,000人	
米国・ニューヨーク市 国連本部1階ロビー	平成22年5月3日 ～6月22日	—	日本原水爆被害者団体協議会との共催
英国・ロンドン市 イベントホール「フレンズハウス」	平成22年8月2日 ～8月12日	約1,500人	
オーストラリア・ケアンズ市 タンクス芸術センター	平成23年10月14日 ～11月16日	約5,200人	
オーストラリア・メルボルン市 ガスワークス・アーツ・パーク	平成24年10月9日 ～10月28日	約2,000人	
オーストラリア・アデレード市 ハイヤー・グラウンド	平成24年11月3日 ～11月29日	約1,100人	

開催場所	開催期間	入場者数	備考
オーストラリア・ブリスベン市 ブリスベン市立スクウェアライブラリー	平成25年3月1日 ～4月30日	約13万人	
クロアチア・ザグレブ市 科学博物館	平成25年9月10日 ～10月6日	約2,000人	
クロアチア・ピオグラード・ナ・モル市 郷土博物館	平成25年10月10日 ～12月6日	525人	
スペイン・バルセロナ市 ボルン文化センター	平成27年1月13日 ～2月8日	約9万4,100人	
スペイン・グラノラズ市 グラノラズ博物館	平成27年2月11日 ～3月8日	約1,100人	
米国・ニューヨーク市 国連本部1階ロビー	平成27年4月23日 ～5月31日	—	日本原水爆被害者団体協議会との共催
米国・ワシントンD. C. アメリカン大学	平成27年6月13日 ～8月16日	約5,000人	
米国・ボストン市 ボストン大学	平成27年9月11日 ～10月18日	863人	
米国・シカゴ市 日本文化会館	平成28年10月1日 ～10月29日	約1,200人	
ハンガリー・ブダペスト市 岩の病院・核の避難所博物館	平成29年6月1日 ～10月31日	約9万人	
モンテネグロ・コトル市 コトル文化センター	平成29年11月15日 ～11月30日	約1,600人	
ハンガリー・ブダペスト市 岩の病院・核の避難所博物館	平成29年12月20日 ～平成30年8月31日	約11万3,200人	
フランス・カーン市 カーン記念館	平成30年9月20日 ～10月31日	約1万人	
ベルギー・イーペル市 イーペル博物館	平成30年11月9日 ～12月2日	約2,100人	

13 放射線被曝^{ばく}者医療国際協力の推進について

(厚生労働省・外務省・文部科学省関係)

要望内容

- 1 放射線被曝者医療国際協力推進協議会が行う事業に対する助成
- 2 国による放射線被曝者国際医療支援の推進及び同協議会事業との連携

(要 旨)

本市は、広島県及び医療を始めとする関係機関とともに、世界最初の被曝地として、長年にわたる被曝者治療の実績や各種の研究成果を生かし、広島を挙げて、世界の被曝者医療への貢献と国際協力の推進に資することを目的に、平成 3 年 4 月に放射線被曝者医療国際協力推進協議会（H I C A R E）を設立しました。

そして、チェルノブイリ原子力発電所事故やセミパラチンスク核実験場を始めとした、世界の放射線被曝（爆）者医療への貢献は、国際的にも高い評価を得てきており、平成 26 年 5 月には、国際原子力機関（I A E A）の協働センターに同協議会が指定されたところです。

このように国際的に高い評価を得ている我が国の放射線被曝（爆）者医療に係る知見は、原子爆弾被曝者に対する医療とともに今後ますます重要性が増すことから、国におかれても、同協議会が行う放射線被曝（爆）者医療を通じた国際協力事業の実施に対して、広く助成措置を講じていただくとともに、国際協力事業を積極的に推進し、同協議会が行う事業との連携を図っていただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

1 「放射線被曝者医療国際協力推進協議会」の事業内容

- (1) 研修医師等の受入れ・専門医師等の派遣事業
- (2) 放射線被曝者医療国際協力普及啓発事業
- (3) 調査研究事業

2 「放射線被曝者医療国際協力推進協議会」の構成

- | | |
|---------------------|---------------------|
| (1) (一社)広島県医師会 | (7) (公財)広島原爆障害対策協議会 |
| (2) (一社)広島市医師会 | (8) 広島赤十字・原爆病院 |
| (3) 広島大学 | (9) 広島県 |
| (4) 広島大学病院 | (10) 広島市 |
| (5) 広島大学原爆放射線医科学研究所 | (11) 学識経験者 |
| (6) (公財)放射線影響研究所 | |

3 事業費

令和元年度予算 3,159万4千円

※ 上記金額は、広島県・広島市の合計額であり、それぞれ1/2ずつを負担している。

14 原子爆弾被爆者の介護サービス利用に関する介護保険財政への支援 について

(厚生労働省関係)

要望内容

原子爆弾被爆者の介護サービス利用が介護保険財政に与える影響への対応

(要 旨)

本市の要支援者・要介護者の認定率は、原子爆弾被爆者以外の者が15.5%であるのに対し、被爆者は33.9%と高く、また、介護サービス利用者の1人1か月当たりの給付費も、被爆者以外の者の148,065円に対し、被爆者は154,258円と約6,000円多くなっております。

本市には多くの被爆者がいることから、介護保険財政の規模が拡大し、第1号被保険者及び本市の負担が過重となっております。

また、今後、被爆者がさらに高齢となることに伴い、被爆者の介護サービス利用者の割合がさらに上昇することが見込まれます。

つきましては、このような実情を御賢察いただき、被爆者の介護サービス利用が介護保険財政に与える影響を踏まえた支援について、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

1 被爆者と被爆者以外の者の要支援者・要介護者数等

区 分	被爆者	被爆者以外の者	全 体
高 齢 者 人 口 (A)	47,632 人	250,709 人	298,341 人
うち要支援者・要介護者数 (B)	16,155 人	38,982 人	55,137 人
認定率 (B/A)	33.9%	15.5%	18.5%
1 人 1 か月当たり給付費	154,258 円	148,065 円	149,932 円

※1 高齢者人口及び要支援者・要介護者数は、平成 31 年 3 月 31 日現在

※2 1 人 1 か月当たり給付費は、(給付総額) ÷ (年間利用者数) により算出

2 被爆者と被爆者以外の者の要支援者・要介護者の認定率

区 分		被爆者	被爆者以外の者	全 体
高 齢 者 人 口	前 期 高 齢 者	6,522 人	146,705 人	153,227 人
	後 期 高 齢 者	41,110 人	104,004 人	145,114 人
	全 体	47,632 人	250,709 人	298,341 人
認 定 率	前 期 高 齢 者	8.0%	4.2%	4.3%
	後 期 高 齢 者	38.0%	31.6%	33.4%
	全 体	33.9%	15.5%	18.5%

※1 高齢者人口は、平成 31 年 3 月 31 日現在

※2 認定率は、高齢者人口に占める 65 歳以上の要支援者・要介護者数の割合

15 待機児童解消に向けた取組の強化について

(内閣府・厚生労働省・文部科学省関係)

要望内容

- 1 保育士の処遇改善の拡充強化
- 2 幼稚園から認定こども園への移行促進

(要 旨)

1 保育士の処遇改善の拡充強化

本市における平成 31 年 4 月 1 日現在の入園申込児童数は、就学前児童数が年々減少している中、前年度に比べ 500 人増の 27,898 人で過去最多となりました。

保育園等の定員を増加させたことなどにより、待機児童数は、前年度に比べ 27 人減の 36 人となりましたが、ゼロとはなりませんでした。

本市においては、今後、保育需要に応じて更なる受入枠の拡大を図ることとしていますが、広島県内の保育士の有効求人倍率が平成 31 年 1 月現在で 4.94 倍と全国で 4 番目に高いものとなっていることから、受入枠拡大に伴って必要となる保育士の確保が喫緊の課題となっています。

保育士の確保が困難な理由として、保育士の賃金が低いことが指摘されています。

国は、「ニッポン一億総活躍プラン」において、保育士の処遇に関し、全産業の女性労働者との賃金差の解消を図るとともに、全産業の男女労働者間の賃金差を縮める中で、必要に応じて更なる処遇改善を行うことを示し、平成 29 年度において、技能・経験を積んだ職員を対象とした月額 4 万円又は月額 5 千円の処遇改善を行い、さらに平成 31 年 4 月からは、全職員を対象とした 1% (月 3,000 円相当) の処遇改善を行いました。

しかしながら、全産業の男女労働者との賃金差の解消のためには更なる処遇改善が必要であることから、早急に措置を講じていただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。

2 幼稚園から認定こども園への移行促進

待機児童の解消に向けた受入枠拡大の手法の一つとして、既存の幼稚園が老朽化等に伴う改築を行う際に、保育所としての保育を実施する部分を一体的に整備し、認定こども園へ移行することにより、新たな保育定員を確保することが考えられます。

この際、幼保連携型認定こども園は、幼稚園的機能と保育所的機能の両方を併せ持つ単一の施設とされているにもかかわらず、その施設整備に係る国庫補助金については、幼稚園相当部分と保育所相当部分に分けて、それぞれ文部科学省と厚生労働省に申請する必要があります。

当該事務においては、同一の内容で2省庁に協議・申請する手間や、煩雑な按分計算、修正が生じた際の調整連絡等、事業者と自治体の双方に相当の事務負担が生じているところです。

つきましては、事業者及び本市の事務の効率化を図るため、幼保連携型認定こども園の施設整備に係る国庫補助金については、幼稚園相当部分と保育所相当部分の区分をなくして窓口を一本化していただきますよう、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

1 保育園の待機児童数の状況（各年度4月1日現在）

(単位：人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
定 員 (対前年度比)	25,933 (1,773)	26,635 (702)	27,490 (855)	28,336 (846)	28,940 (604)
入園申込 児童数 (対前年度比)	24,914 (451)	26,100 (1,186)	26,835 (735)	27,398 (563)	27,898 (500)
入 園 児童数	24,376	25,513	26,207	26,681	27,100
入園希望 (入園待ち) 児童数	538	587	628	717	798
待 機 児童数 (対前年度比)	66 (▲381)	161 (95)	93 (▲68)	63 (▲30)	36 (▲27)

2 保育士の有効求人倍率（平成31年1月現在）

全国 3.64 倍

東京都 6.71 倍（全国1位）

広島県 4.94 倍（全国4位）

3 幼稚園から認定こども園への移行状況（各年度4月1日現在）

区分	平成27年度 まで	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
施設数 (累計)	14園	2園 (16園)	3園 (19園)	0園 (19園)	2園 (21園)
保育定員 の増数 (累計)	1,425人	111人 (1,536人)	92人 (1,628人)	0人 (1,628人)	40人 (1,668人)

16 放課後児童支援員の確保について

(内閣府・厚生労働省関係)

要望内容

放課後児童支援員の処遇改善の拡充強化

(要 旨)

本市の放課後児童クラブについては、平成 27 年度に受入対象学年の上限を小学 3 年生から小学 6 年生に拡大したことを契機に利用申込者数が急増しています。これまで、本市直営の放課後児童クラブの増設や民間放課後児童クラブ事業者への補助により受入枠の拡大を図ってきましたが、令和元年 5 月 1 日現在で 85 人の待機児童が生じています。

今後、待機児童の解消とともに、放課後児童クラブの設備及び運営に関する基準に対応するため、更なる受入枠の拡大を図ることとしており、そのためには、民間活力の一層の活用が欠かせないものと考えています。このため、民間放課後児童クラブ事業者の公募条件を大きく左右する国の補助基準額について、平成 31 年度に引き上げを行っていただいたところですが、放課後児童支援員の処遇改善という観点から、更なる引き上げを行っていただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。

また、本市直営の放課後児童クラブでは、更なる受入枠拡大に向けた放課後児童支援員の確保が喫緊の課題となっています。国においては、放課後児童支援員の勤続年数や研修実績等に応じた賃金改善に要する費用を補助する「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」(以下「同事業」という。)を平成 29 年度に創設していただいたところですが、本市では、多くの放課後児童クラブが児童館内にあり、放課後児童支援員及び児童館指導員を同一の採用試験で公募により採用し、相互に人事異動を行うなど、両者の密接な連携の下、放課後児童クラブ及び児童館を運営しています。このため、同事業について、放課後児童支援員だけでなく、児童館指導員も対象として運用するなど、市町村の実態に応じた柔軟な運用を認めていただくよう、併せてお願いいたします。

(参 考)

1 放課後児童クラブの待機児童数の状況 (各年度5月1日現在)

(単位：人)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
定 員 (対前年度比)	9,686	11,500 (1,814)	12,215 (715)	13,343 (1,128)	13,966 (623)
利用申込者数 (対前年度比)	7,668	8,669 (1,001)	9,778 (1,109)	10,588 (810)	11,599 (1,011)
待機児童数 (対前年度比)	238	44 (▲194)	202 (158)	25 (▲177)	85 (60)

2 放課後児童支援員・児童館指導員の採用状況

(単位：人)

募集 開始 日	平成29年度					平成30年度						
	5/1	7/1	9/1	11/15	12/15	4/16	6/15	8/10	9/28	12/3		
募集 人数	220	40	40	20	20	100	205	40	30	25	20	90
応募 者数	135	26	12	10	18	69	92	11	10	14	6	51
採用 者数	99	20	9	7	12	51	68	10	8	10	4	36

17 国民健康保険に対する国庫負担の更なる拡充について

(厚生労働省関係)

要望内容

- 1 国保の財政基盤強化のため措置された毎年度の財政支援の確実な実施及び国保財政の悪化に対する国庫負担の更なる拡充
- 2 国保保険料の都道府県単位での統一に向けての取組に対する財政支援の重点的な配分
- 3 こども医療費補助等を地方自治体が行う場合の国保国庫負担金等の減額措置の完全廃止等

(要 旨)

1 国保の財政基盤強化のため措置された毎年度の財政支援の確実な実施及び国保財政の悪化に対する国庫負担の更なる拡充

国保は、他の医療保険制度と比較して被保険者に占める高齢者や低所得者の割合が非常に高く、各保険者は財政健全化に懸命に取り組んでいるものの、一般会計からの多額の繰入れを行っており、その財政基盤は極めて脆弱です。

平成 30 年度から、国保が都道府県単位化され、市町村は都道府県とともに、国保財政の健全化に取り組んでいるところですが、国保の財政基盤強化のため措置された毎年度 3,400 億円の財政支援は確実に実施するよう、お願いいたします。

また、団塊世代を含む高齢化の進展、超高額医薬品の保険適用等により、今後も国保財政の悪化が見込まれることから、国民皆保険を支える国保の安定的な運営のため、国庫負担の更なる拡充など必要な財政措置を行っていただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。

2 国保保険料の都道府県単位での統一に向けての取組に対する財政支援の重点的な配分

本市においては、平成 26 年に、広島県及び県内全 23 市町の連名により、国に対して、「都道府県を単位とする国民健康保険について、一定の経過措置期間を設けた上で、同一保険料とする」ことを提言しました。

その後、平成 27 年の国保法改正により、平成 30 年度から国保の都道府県単位化が実施され、平成 28 年 4 月の国の通知において、「将来的には、都道府県での保険料水準の統一を目指し、都道府県内の各地域で提供される医療サービスの均質化や医療費適正化の取組等を進めることが求められる。」と示されています。

広島県及び県内市町は、都道府県単位化後の早い段階での国保保険料の統一を目指して、首長レベル及び担当課長レベルで協議を行っています。

国保保険料の都道府県単位での統一に向けて取り組んでいる都道府県においては、そうではない都道府県に比べて、国保保険料の変動に対する手厚い激変緩和措置が必要になることから、こうした取組を行っている都道府県内の国保に対して、財政支援を重点的に配分していただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。

3 こども医療費補助等を地方自治体が行う場合の国保国庫負担金等の減額措置の完全廃止等

こどもや障害者等に対する医療費補助については、全国の地方自治体が地方単独事業として実施しているところです。本来、少子化対策の一環として、また、社会的に弱い立場にある者を支援する観点から、国の施策として統一的に実施されるべきものであり、国において、統一的な医療費補助制度を創設していただくよう、お願いいたします。

また、地方単独事業に係る国保国庫負担金等の減額措置について、平成 30 年度から、未就学児までの減額措置は廃止されましたが、就学児や障害者等を対象とする全ての減額措置を廃止するよう、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

1 広島市国保への一般会計繰入（法定外）の状況

	一般会計繰入額（法定外）
27年度	21.2億円
28年度	16.6億円
29年度	9.1億円
30年度	6.7億円（決算見込）

2 広島市国保と健保組合の比較（平成27年度）

	広島市国保	健保組合
65～74歳の割合	43.1%	3.1%
1人当たり医療費	40.9万円	15.4万円

3 広島県及び県内市町における国保の県単位化に向けた協議状況

(1) 平成30年度

	開催回数	協議内容
国民健康保険広域化等 連携会議 （県、全23市町の担当課 長及び国保連）	5回	・保険料水準の統一に向けた各市 町の取組状況及び激変緩和措置 ・赤字削減・解消計画の策定 ・国保事業費納付金及び市町村 標準保険料率の算定 等
運営作業部会	2回	市町事務の効率化、標準化、広域化 の推進に向けた取組の整理 等
財務作業部会	3回	全市町が目指す水準（準統一の保険 料率）に向けた取組 等
企画作業部会	2回	医療費適正化に向けた共通事業・事 業規模の整理 等

(2) 平成 29 年度

	開催回数	協議内容
国民健康保険広域化等 連携会議 (県, 全 23 市町の担当課 長及び国保連)	8 回	・ 広島県国保運営方針の策定 ・ 国保事業費納付金及び市町村 標準保険料率の算定 ・ 各WGからのフィードバック ・ 国保県単位化に向けたスケジ ュール調整 等
保険料検討WG	5 回	納付金, 標準保険料率の算定及び 激変緩和措置の検討 等
国保運営方針検討 WG	3 回	国保事務の統一化に向けての実施 方針の検討 等
電算システム検討 WG	2 回	国保情報集約システムの運用につ いての検討 等

4 広島県内市町の医療費と保険料の格差 (平成 29 年度)

		金額	市町名	格差
1 人当たり 医療費	最高	503,764 円	大崎上島町	1.37 倍
	13 位	414,221 円	広島市	
	最小	367,342 円	福山市	
1 人当たり 保険料	最高	100,616 円	廿日市市	1.40 倍
	4 位	99,751 円	広島市	
	最小	71,688 円	神石高原町	

5 広島市国保における地方単独事業に係る国保国庫負担金等の減額状況

	27 年度	28 年度	29 年度
乳幼児等医療	35,302 千円	34,584 千円	35,971 千円
重度心身障害者等医療	464,176 千円	474,809 千円	479,235 千円
ひとり親家庭等医療	80,384 千円	74,709 千円	71,602 千円
合計	579,862 千円	584,102 千円	586,808 千円

18 造血幹細胞移植後のワクチン再接種について

(厚生労働省関係)

要望内容

造血幹細胞移植後のワクチン再接種を予防接種法上の定期予防接種に位置付けること

(要 旨)

造血幹細胞移植後の二次性免疫不全状態においては、移植前に得られた免疫能が低下もしくは消失せざるを得ず、種々の感染症に罹患する可能性が高くなるため、感染症の発生及びまん延防止の観点から、造血幹細胞移植後に必要と認められるワクチンの再接種については努力義務を課し、予防接種法上の定期予防接種に位置付けるよう、所要の見直しについて、格別の御配慮をお願いいたします。

また、このワクチン再接種を定期予防接種に位置付けることにより、被接種者の経済的負担が軽減されるとともに、接種による健康被害が発生した際に予防接種法に基づく救済が図られることで、接種環境が整備されるものと考えています。

(参 考)

1 造血幹細胞移植件数

(1) 全国と広島県の移植件数 (件)

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
広島県	164	145	183
全国	5,660	5,569	5,794

(2) 平成 29 年の広島県の移植件数 183 件の医療機関, 診療科別内訳

医療機関	診療科	移植件数 (件)
広島赤十字・原爆病院	小児科	5
	血液内科	90
広島大学病院	小児科	19
	血液内科	28
呉医療センター・中国がんセンター	血液内科	21
広島西医療センター	内科	5
公立学校共済組合 中国中央病院	血液内科	15
合計		183

(出典)

「日本における造血細胞移植 平成 30 年度全国調査報告書」
日本造血細胞移植データセンター／日本造血細胞移植学会

2 定期予防接種 (A 類) のうち造血細胞移植ガイドラインで接種回数等が明記されているワクチン

名称	回数
小児用肺炎球菌	4 回
ヒブ	4 回
B 型肝炎	3 回
4 種混合 (ジフテリア・百日咳・破傷風・不活化ポリオ)	4 回
麻しん・風しん	2 回
水痘	2 回
日本脳炎	4 回
2 種混合 (ジフテリア・破傷風)	1 回

(出典)

「造血細胞移植ガイドライン 予防接種 (第 3 版)」
日本造血細胞移植学会 (2018 年 4 月)

19 平成 26 年 8 月 20 日豪雨災害被災地の復興まちづくりの推進について

(国土交通省関係)

要望内容

財政措置

被災地域を災害に強い安全なまちによみがえらせる復興まちづくり（防災・安全）

長束八木線ほか 1 路線の整備

(要 旨)

八木・緑井地区等で発生した土石流などにより 77 名もの尊い生命が失われ、被災家屋も 4,700 棟を超える甚大な被害をもたらした平成 26 年 8 月 20 日の豪雨災害から、来月で 5 年を迎えます。

国におかれては、この災害に対する緊急事業としての砂防堰堤の整備に引き続き、安全性を確保するための砂防施設の整備を着実に進めておられます。

本市では、砂防堰堤や避難路の整備などにより、今後とも安心して住み続けることのできる災害に強い安全なまちによみがえらせることを基本方針とした「復興まちづくりビジョン」を平成 27 年 3 月に策定し、このビジョンに掲げる様々な復興事業に、国・県・市の連携のもと、鋭意取り組んでいるところです。

このビジョンの中で「集中復興期間」として定めた当初 5 年間で、広域避難路となる都市計画道路や豪雨時の水を処理する雨水渠の整備を行うこととしており、現在、完成に向けた工事を進めているところです。

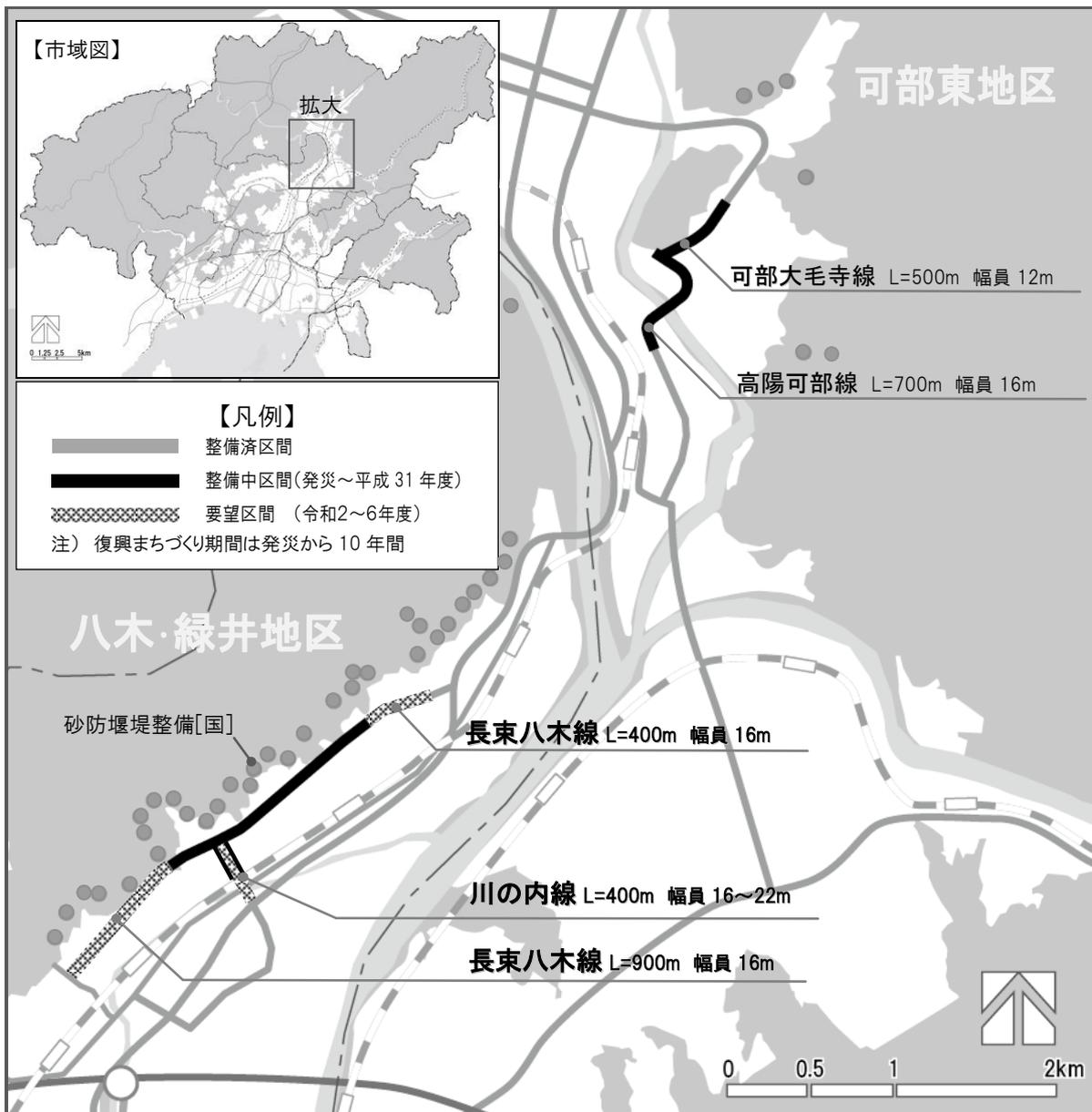
被災地域の早期復興に向け、これらの整備に引き続き、令和 2 年度から令和 6 年度を「継続復興期間」として、都市計画道路の整備等を行うこととしています。

つきましては、これら復興まちづくり事業の円滑な推進が図られるよう、財源確保について、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

事業の概要

区 分	事 業 期 間	事業区間 延 長	幅 員	総 事 業 費
被災地域を災害に強い安全なまちによみがえらせる復興まちづくり（防災・安全） （街路事業）				
長 東 八 木 線 ほか 1 路 線	令和 2 年 度～令和 6 年 度	1,700m	16～22m	83 億 円



20 ひろしま西風新都の都市づくりの推進について

(国土交通省関係)

要望内容

財政措置

西風新都内幹線道路等の都市基盤施設整備

(要 旨)

ひろしま西風新都の都市づくりは、本市中心部から北西方向約 5～10 km に位置する安佐南区沼田地区及び佐伯区石内地区の丘陵地約 4,570ha の区域に、本市と地域住民、民間開発事業者が連携して「住み、働き、学び、憩い、^{まも}護る」という都市機能を備えた 2030 年時点の計画人口 6 万 7 千人の新たな都市拠点を形成しようとするものです。

現在、民間開発事業者による丘陵部の開発は、計画開発地区の約 7 割の造成が完了しておりますが、これからの広島を、市域のみならず、県全体の活力を生み、さらには中四国地方の発展を牽引する存在としていくためには、優れた立地を生かし、既に快適な居住の場、貴重な産業集積の場となっている西風新都をより一層活用していく必要があります。

こうした中、平成 25 年 6 月に策定した「活力創造都市“ひろしま西風新都”推進計画 2013」に基づき、産業の振興、都市機能の強化、快適な居住空間の形成などの視点に立ち、幹線道路等の都市基盤施設整備について、選択と集中により計画的に都市づくりを進めています。

この都市づくりを早期に実現するためには、西風新都環状線（梶毛南工区）や西風新都環状線（善當寺工区）、新交通システム「アストラムライン」の延伸等の都市基盤施設の整備を計画的かつ着実に推進する必要があります。

つきましては、ひろしま西風新都の都市づくりの円滑な推進が図られるよう、これら都市基盤施設整備の財源確保について、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

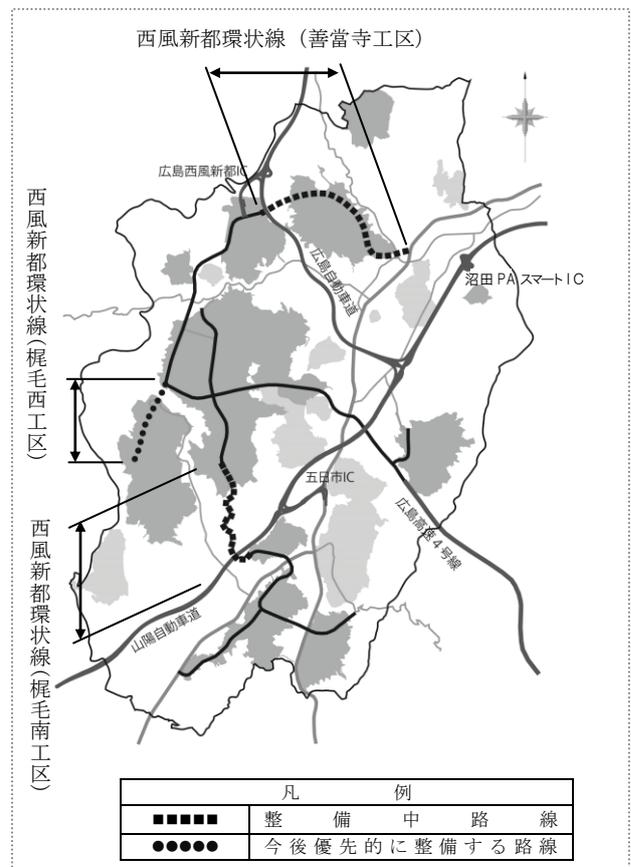
計画の概要

- 1 計画対象区域 安佐南区沼田地区及び佐伯区石内地区
- 2 面 積 約4,570ha
(うち民間開発事業者による計画開発地区 約1,200ha 16地区)
- 3 計 画 人 口 6万7千人 (2030年)
- 4 都 市 機 能
 - (1) 「住む」機能…居住地としての魅力向上, 生活環境の向上
 - (2) 「働く」機能…雇用の創出, 事業環境の向上
 - (3) 「学ぶ」機能…学習機会の充実, 研究・学習環境の向上
 - (4) 「憩う」機能…スポーツ・レクリエーションの振興, 芸術に親しみ文化薫る都市づくり
 - (5) 「^{まも}護る」機能…市域全体の防災力の向上, 地域防災力の向上

位置図



西風新都内幹線道路網整備計画



新交通システム「アストラムライン」の延伸計画



21 西広島駅北口土地区画整理事業の推進について

(国土交通省関係)

要望内容

財政措置

土地区画整理事業

(要 旨)

西広島駅北口地区は、道路、公園などの公共施設整備が遅れているとともに、駅に隣接する優れた立地にもかかわらず、商業の集積は見られず老朽化した住宅が密集しており、防災上及び交通安全などにおいて課題があります。

このため、土地区画整理事業により、公共施設の整備及び市街地の再編を行うとともに、幹線道路でありアストラムライン延伸計画（新交通西風新都線）の導入空間となる地区内の都市計画道路己斐中央線も一体的に整備することで、地域拠点にふさわしい交通結節点の強化及び健全な市街地の形成を図ることとして、平成 30 年 9 月に都市計画決定し、平成 31 年 3 月には事業計画の決定を行い、事業を進めているところです。

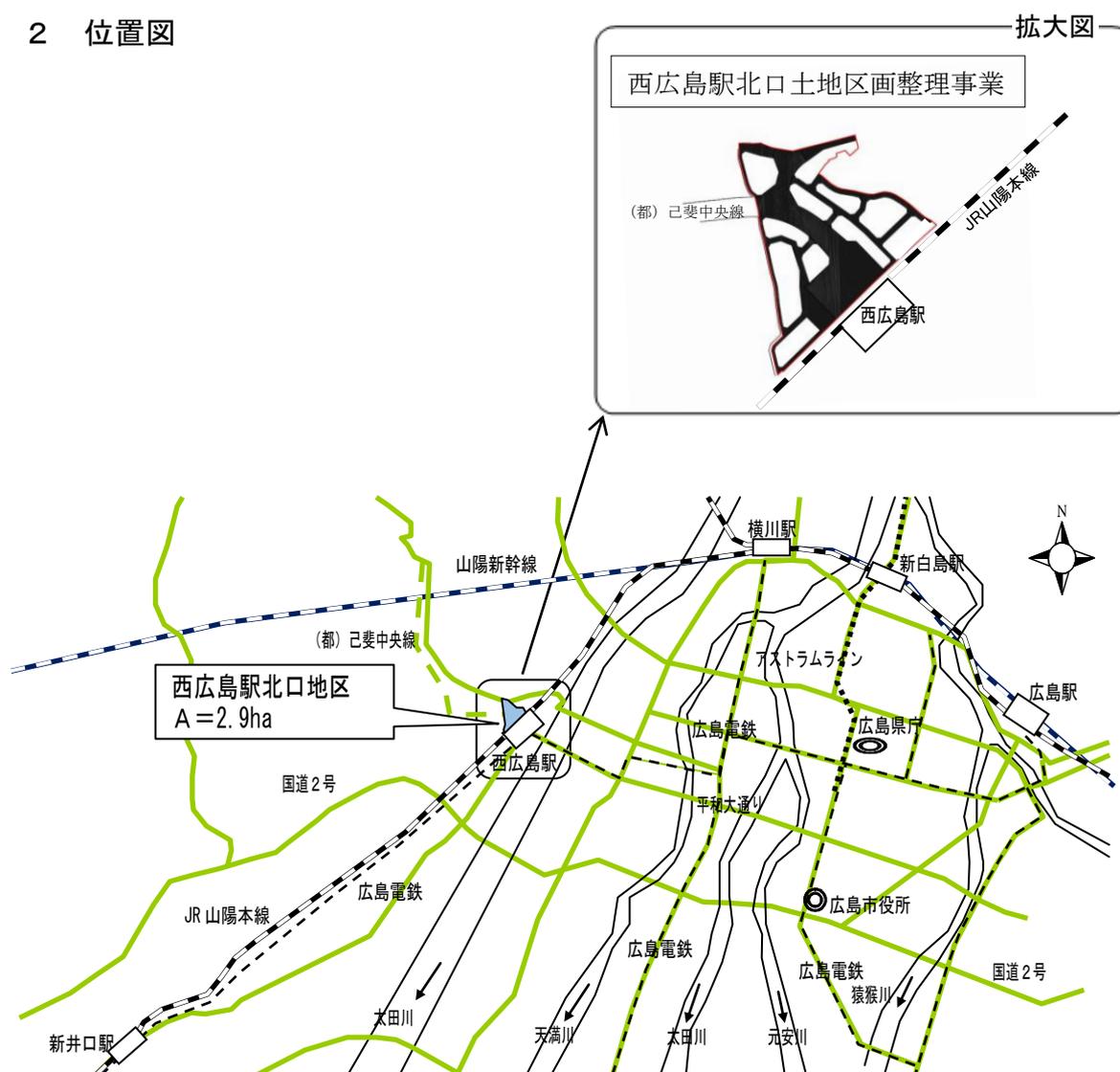
つきましては、西広島駅北口土地区画整理事業の円滑な推進が図られるよう、財源確保について、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

1 事業の概要

地区名	西広島駅北口
事業期間	平成30年度から令和12年度（清算期間5年を含む。）
施行面積	約2.9ha
総事業費	約53億円
整備概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画道路（己斐中央線）幅員23m 総延長約114m ・ 駅前広場 面積約3,900㎡ ・ 区画道路 幅員6m ・ 特殊道路（自転車歩行者道）幅員4m ・ 街区公園 面積約870㎡

2 位置図



22 向洋駅周辺青崎土地区画整理事業の推進について

(国土交通省関係)

要望内容

財政措置

土地区画整理事業

(要 旨)

向洋駅周辺青崎地区は、都市計画道路、公園、下水道等の都市基盤施設が未整備であるとともに、老朽住宅が密集するなど、防災上、衛生上の課題を抱えており、また、J R山陽本線により地域が分断され、一体的な市街地の形成が阻害されております。

このため、広島市東部地区連続立体交差事業に合わせ、土地区画整理事業による都市基盤施設の整備と既成市街地の再構築を積極的に推進しております。平成 23 年度から仮換地指定を開始し、平成 27 年度には J R山陽本線北側について、家屋移転及び宅地整備を完了し、現在、南側区域内の建物移転及び宅地造成等の工事を進めているところです。

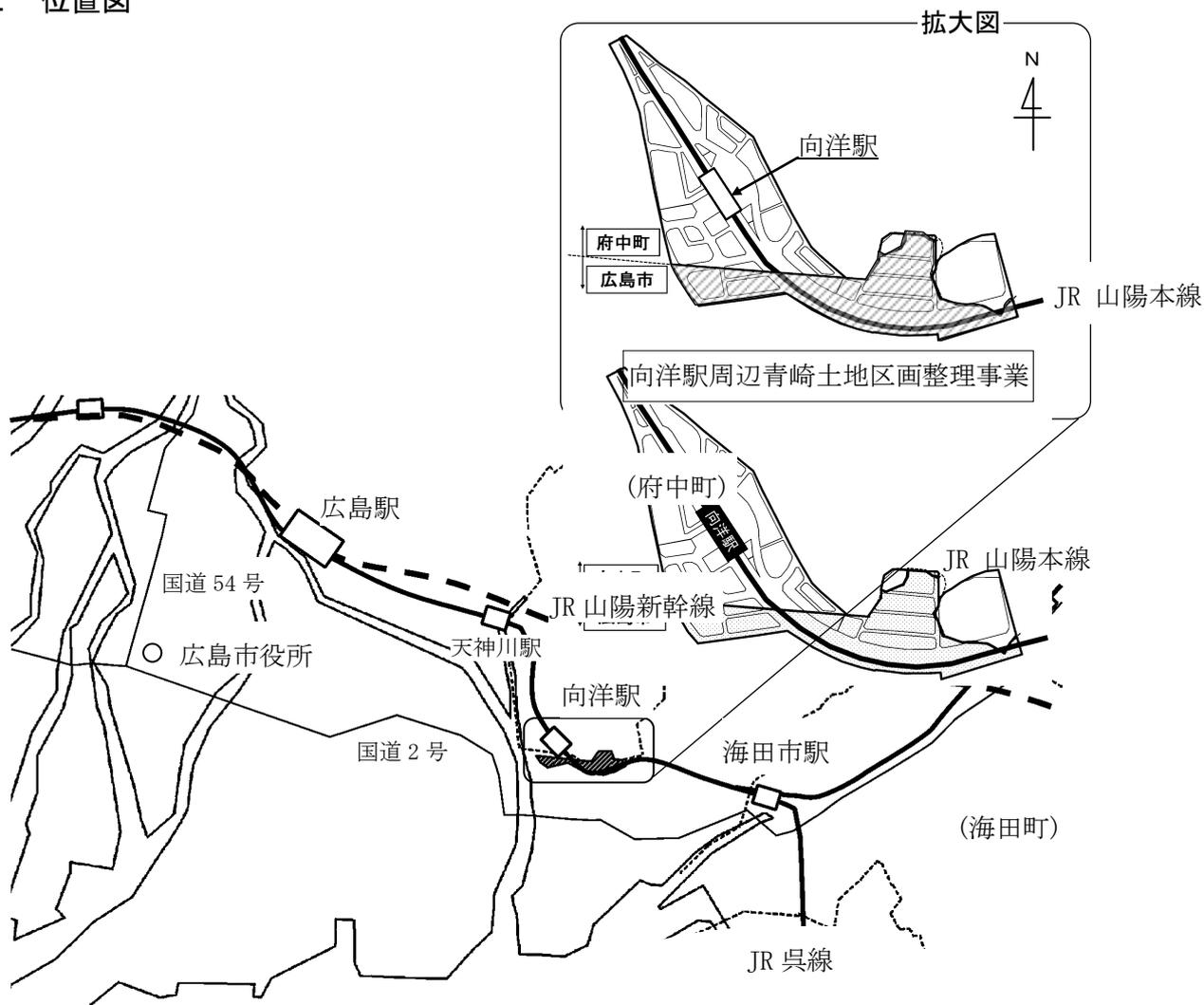
つきましては、向洋駅周辺青崎土地区画整理事業の円滑な推進が図られるよう、継続的な財源確保について、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

1 事業の概要

地区名	向洋駅周辺青崎
事業期間	平成14年度～令和5年度（清算期間を含む。）
施行面積	6.1ha
総事業費	約52億円
整備概要	<ul style="list-style-type: none">・ 都市計画道路（青崎草津線ほか2路線） 幅員16m～20m 総延長740m・ 区画道路 幅員6m～13m 総延長1,395m・ 特殊道路（自転車歩行者道） 幅員4m 総延長61m・ 公園・緑地 街区公園 1箇所

2 位置図



23 都市公園整備事業の推進について

(国土交通省関係)

要望内容

財政措置

- 1 河岸緑地
- 2 公園施設のバリアフリー化と老朽化対策

(要 旨)

本市は、「活力にあふれにぎわいのあるまち」を実現する施策の柱の一つとして、広島を花と緑と音楽のあふれる美しいまちにすることを目指しております。

河岸緑地については、豊かな水と緑に恵まれた魅力ある都市景観の形成を図るため、高潮対策事業等で生み出された河川沿いの空間を公園区域として積極的に整備しております。

公園施設のバリアフリー化と老朽化対策については、市民の快適で安全な利用を確保するため、既存の都市公園においてトイレの新設・改築や遊具の更新等に計画的に取り組んでおります。

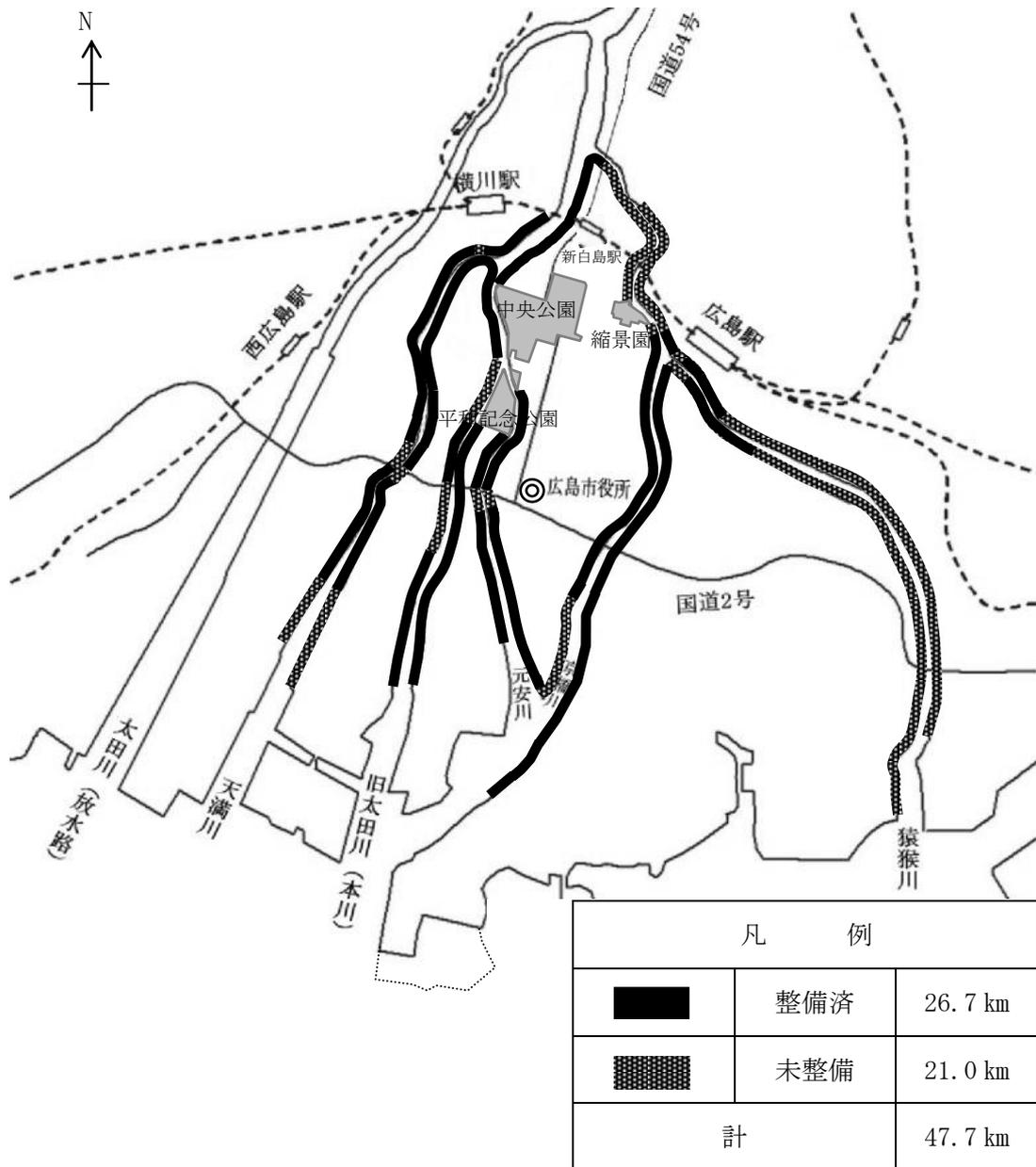
つきましては、都市公園整備事業の円滑な推進が図られるよう、継続的な財源確保や支援事業の拡充について、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

1 都市公園整備事業の概要

区 分	期 間	場 所	規 模	総 事 業 費
河岸緑地	昭和55年度～	天満川, 旧太田川(本川) 元安川, 京橋川, 猿猴川	47.7km	約139億9,000万円
公園施設の バリアフリー化 と老朽化対策	平成21年度～	市内の都市公園	—	—

2 河岸緑地 位置図 (平成30年度末現在)



24 下水道施設の改築への国費負担の継続について

(国土交通省・財務省関係)

要望内容

下水道施設の改築への国費負担の継続

(要 旨)

本市では、昭和 40 年代から集中的に下水道施設の整備を行っており、築年数の経過により、管路の破損による道路陥没や設備の故障による公共用水域の汚濁等の被害を未然に防止するため、国庫補助制度を活用しながら計画的な改築を進めています。

一方で、国におかれては、平成 29 年度の財政制度等審議会で、下水道事業については、受益者負担の観点から、汚水施設の改築は原則使用料で賄うべきと提示されたところです。

下水道は、極めて公共性の高い社会資本であり、その国庫補助金は、地方財政法上、国が義務的に支出するものと整理されており、平成 5 年度には公共事業に係る補助率等が閣議了解で恒久化されました。

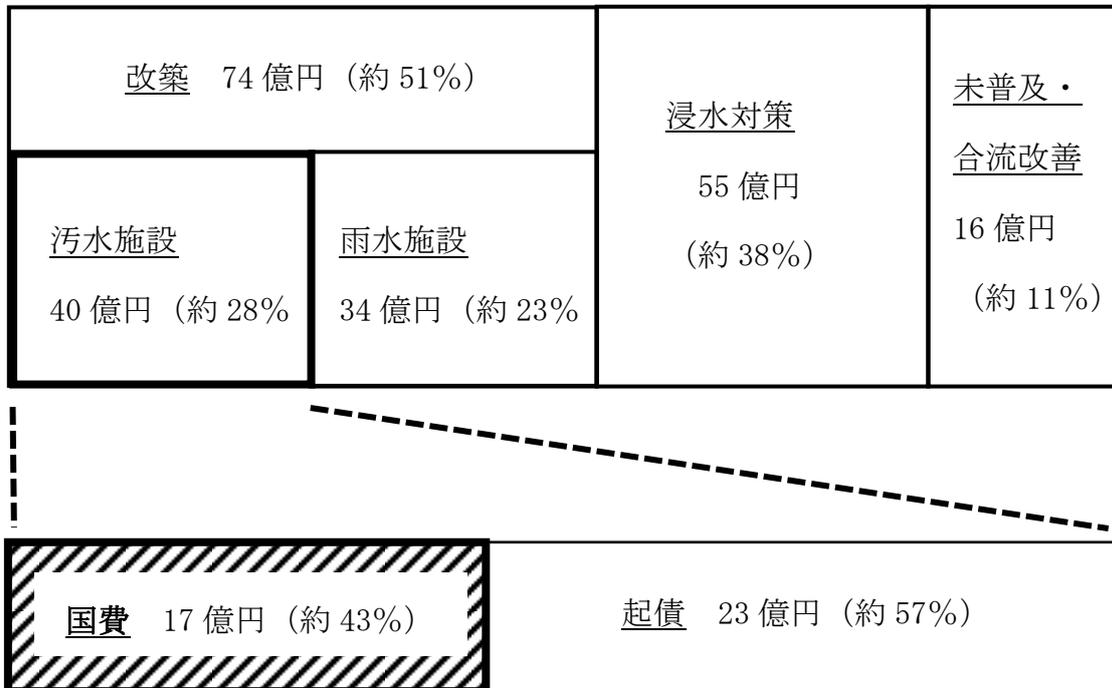
さらに下水道は、生活排水を浄化し海等に放流することによって公共用水域の水質を保全するなど、公共的役割が大きな事業であることから、使用料だけではなく公費によっても賄うべきものです。この役割は、施設の新設時も改築時も変わるものではありません。

仮に、汚水施設の改築に対する国庫補助が廃止された場合、下水道使用料の引き上げにつながることになります。また、使用料の引き上げは市民の理解が得難く、引き上げが行えない場合は、施設の改築が滞り、施設の劣化により、市民生活に大きな影響が及ぶおそれがあります。

このことから、市民生活や社会経済活動を守り、安定的に公衆衛生や公共用水域の水質を保全するために、下水道施設の改築への国費負担の継続について、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

1 広島市下水道事業中期経営プラン（H28-H31）における改築事業費に占める国費の割合（単年当たり）



↑ 財政制度等審議会において国費の廃止が議論されている部分

- 汚水施設の改築に対する国費約 17 億円は、本中期経営プランにおける使用料収入の約 10%に相当する。
- 今後、老朽化の進行に伴い施設の改築事業費が大幅に増加するため、汚水施設の改築に対する国庫補助の廃止は市民生活に大きな影響が及ぶ。
※ 改築に係る国費の必要額は約 20 年後には現在の約 1.5 倍に増加する見込み

25 公共下水道事業等の推進について

(国土交通省・総務省・内閣府関係)

要望内容

財政措置

- 1 浸水対策
- 2 老朽化施設の改築
- 3 未普及地域の解消（公共下水道・農業集落排水処理施設・市営浄化槽の整備の推進）
- 4 合流式下水道の改善

(要 旨)

本市では、平成 26 年 8 月に、市域の北部を中心とした 1 時間雨量が 121mm という観測史上最大の集中豪雨により、甚大な被害が発生しました。さらに、平成 30 年 7 月に、市域の東部を中心とした 1 時間雨量が 72mm、4 日間の累加雨量が 489mm という記録的な豪雨により、再度、甚大な被害が発生しました。このため、このような災害から市民の生命・財産を守るため浸水対策をしっかりと進める必要があります。

また、本市では昭和 40 年代から集中的に下水道施設の整備を行っており、今後急速に老朽化施設が増加することから、将来にわたって下水道のサービスを安定的に提供していくためには、耐震性の向上を含めた老朽化施設の改築を一層重点的に実施する必要があります。

さらに、本市域は瀬戸内海環境保全特別措置法の対象地域であり、広島湾の水質環境保全の観点からも市街化区域外を含めた未普及地域の解消に向けて整備を進めるとともに、降雨時における未処理下水の放流対策としての合流式下水道の改善を積極的に進め、良好な水環境の創出を図ることが重要な課題となっております。

つきましては、これら公共下水道事業等の推進のための財源確保について、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

1 公共下水道事業等の概要

- 事業期間：昭和 26 年度～
- 事業内容（平成 31 年 3 月 31 日現在）

公共下水道	合流	分流	計
整備計画区域面積	2,595ha	1万4,172ha	1万6,768ha
計画処理場数	3箇所	3箇所	6箇所
計画ポンプ場数	15箇所	57箇所	72箇所
農業集落排水	汚水	—	計
整備計画戸数	5,974戸	—	5,974戸
計画処理場数	13箇所	—	13箇所
市営浄化槽	整備	既設引取	計
計画設置数	約3,500基	約1,200基	約4,700基

- 事業進捗（平成 31 年 3 月 31 日現在）

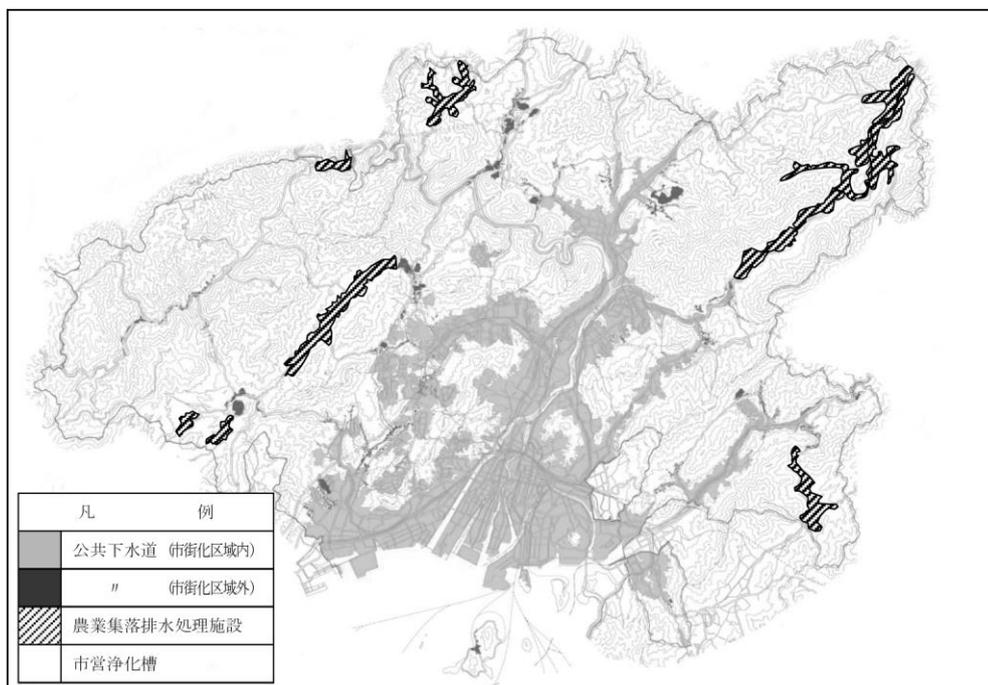
整備目標		計画	整備済	進捗率
①	浸水常襲地区の床上・床下浸水解消率 ^{※1}	2,000ha	820ha	41.0%
	老朽管路改築率 ^{※2}	66km	46km	69.7%
②	老朽設備改築率 ^{※3}	460基	350基	76.1%
	汚水処理人口普及率	119万4,524人	115万4,499人	96.6%
③	市街化区域内	114万2,245人	112万8,824人	98.8%
	市街化区域外	5万2,279人	2万5,675人	49.1%
④	合流改善達成率	2,632ha	2,357ha	89.5%

※1 中心市街地において深刻な浸水被害が発生している 2,000ha における床上・床下浸水解消面積の割合

※2 老朽化が著しく平成 27 年度から 5 年以内に改築が必要と判定された管路 66km のうち改築済管路延長の割合

※3 耐用年数を大きく経過した施設で、平成 27 年度から 5 年以内に改築が必要と判定された主要設備 460 基のうち改築済設備数の割合

2 位置図



26 広島高速道路（指定都市高速道路）の整備促進について

（国土交通省関係）

要望内容

広島高速5号線（東部線）の整備促進

（要 旨）

中四国地方の中核都市である本市を核とした広島都市圏が更に拠点性を高めていくためには、高速性、定時性に優れた道路網の整備が緊急の課題となっております。

このため、広島高速道路（5路線、延長29km）を指定都市高速道路に位置付け整備を進めており、このうち広島高速1号線から4号線までの4路線、延長25kmが完成しています。

事業中の広島高速5号線（東部線）は、広島の陸の玄関である広島駅に直結する路線であり、都心から広島空港への定時性、高速性が向上するとともに、広島高速1号線を介して中四国地方全域に延びる高速道路網と結ばれることにより、本市の都心の活力、ひいては中核都市としての機能が飛躍的に向上します。本路線については、昨年度からトンネル掘削を進めており、早期完成に向け、事業を推進しています。

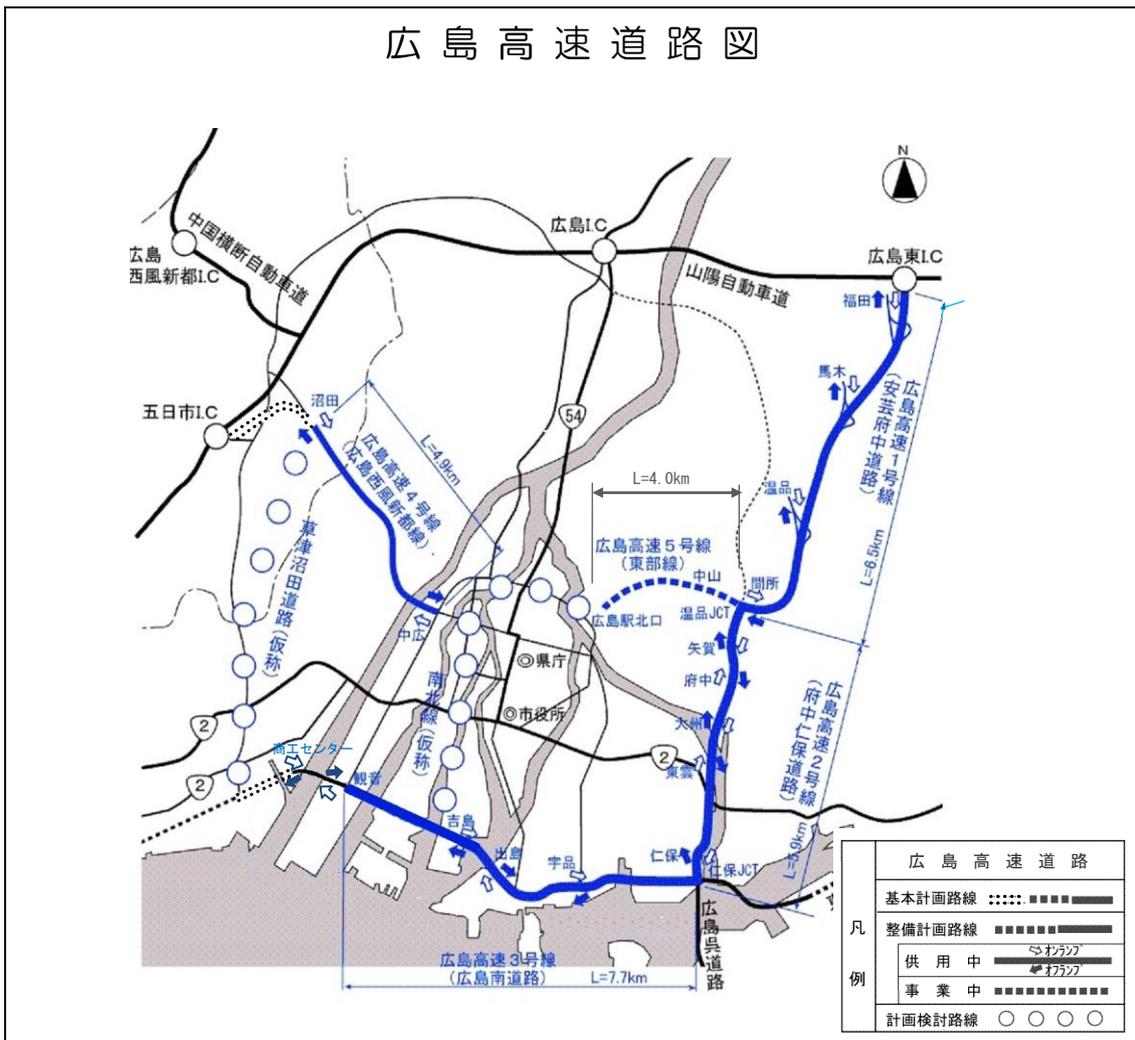
つきましては、広島高速道路の早期の全線完成に向け、広島高速5号線（東部線）の整備促進について、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

1 広島高速道路の概要

事業主体	広島高速道路公社（設立団体：広島市・広島県）														
事業期間	平成9年度～令和2年度														
施行地域	広島市（一部府中町の区域を含む。）														
整備計画路線	<table border="1"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広島高速1号線（安芸府中道路）</td> <td>6.5km</td> </tr> <tr> <td>広島高速2号線（府中仁保道路）</td> <td>5.9km</td> </tr> <tr> <td>広島高速3号線（広島南道路）</td> <td>7.7km</td> </tr> <tr> <td>広島高速4号線（広島西風新都線）</td> <td>4.9km</td> </tr> <tr> <td>広島高速5号線（東部線）</td> <td>4.0km</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>29.0km</td> </tr> </tbody> </table>	路線名	延長	広島高速1号線（安芸府中道路）	6.5km	広島高速2号線（府中仁保道路）	5.9km	広島高速3号線（広島南道路）	7.7km	広島高速4号線（広島西風新都線）	4.9km	広島高速5号線（東部線）	4.0km	計	29.0km
	路線名	延長													
	広島高速1号線（安芸府中道路）	6.5km													
	広島高速2号線（府中仁保道路）	5.9km													
	広島高速3号線（広島南道路）	7.7km													
	広島高速4号線（広島西風新都線）	4.9km													
広島高速5号線（東部線）	4.0km														
計	29.0km														

2 路線図



27 直轄国道の整備促進について

(国土交通省関係)

要望内容

- 1 一般国道2号
 - ① 安芸バイパス・東広島バイパスの早期完成
 - ② 広島南道路
 - ・ 商工センター四丁目～廿日市インターチェンジ間の整備方針の決定
 - ・ 出島～吉島間の整備時期等についての協議
- 2 一般国道54号
 - 可部バイパス（起点～国道191号間）の早期4車線化

(要 旨)

本市では、圏域経済の活性化と圏域内人口 200 万人超の維持を目指す「200 万人広島都市圏構想」の実現を掲げて、圏域内のヒト・モノ・カネ・情報の循環の確立に取り組んでおり、これを支える広域幹線道路のネットワークの充実・強化が不可欠です。

このため、東西方向の幹線道路である一般国道2号においては、整備中である安芸バイパス・東広島バイパスの早期完成、広島南道路の出島～吉島間の整備時期等についての協議や商工センター四丁目～廿日市インターチェンジ間の整備方針を決定し、特に木材港西～廿日市インターチェンジ間を優先的に整備していただきたいと考えております。

また、南北方向の幹線道路である一般国道54号においては、本市の北の拠点である可部地区のまちづくりの推進のため、可部バイパスの起点から国道191号間全線の早期4車線化が必要であると考えております。

つきましては、直轄国道の整備促進について、格別の御配慮をお願いいたします。

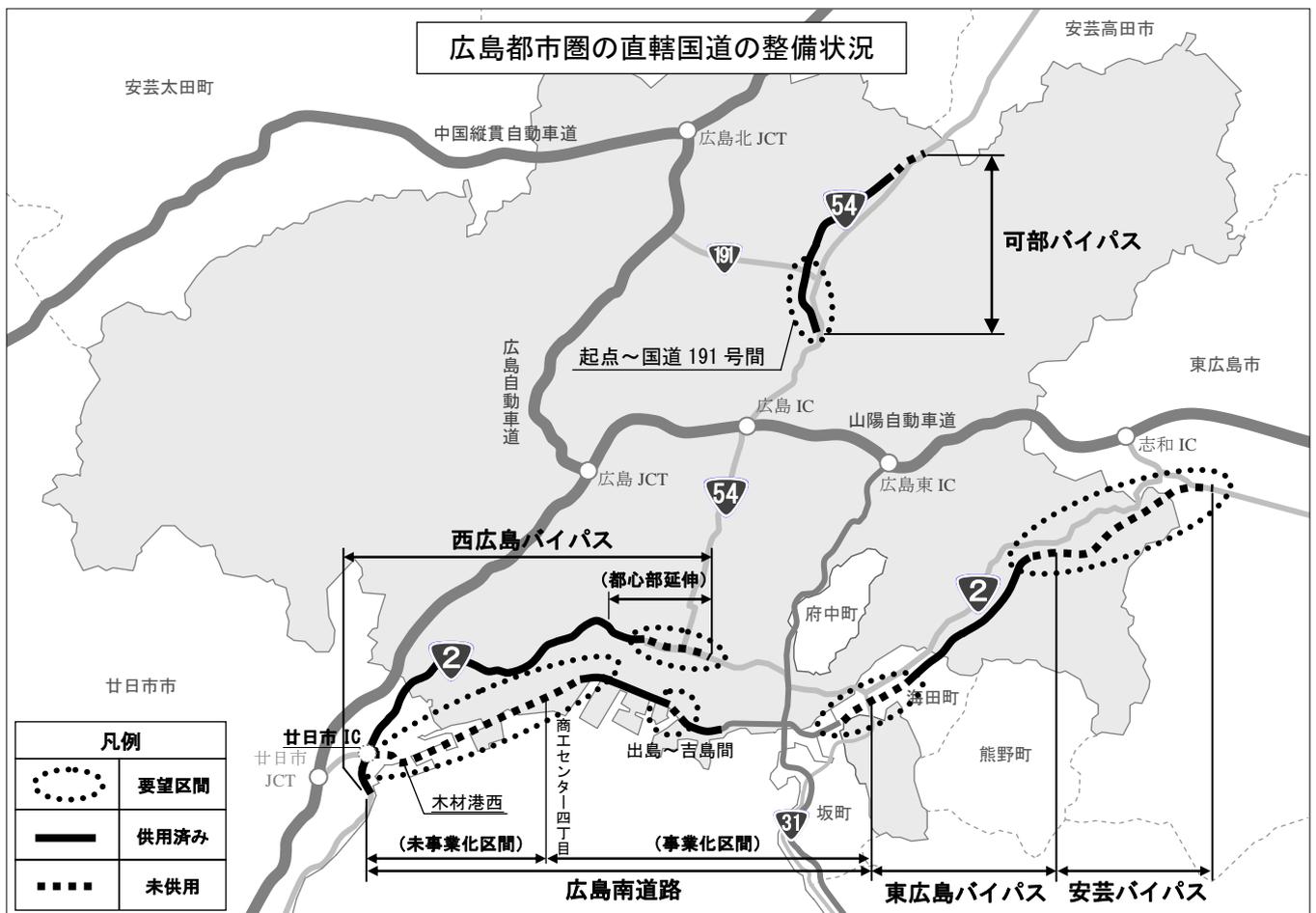
(参考)

1 一般国道2号

	安芸バイパス	東広島バイパス	広島南道路	西広島バイパス
事業期間	平成7年度～	昭和50年度～	平成元年度～	昭和40年度～
区間	東広島市八本松町 ～安芸区上瀬野町	安芸区上瀬野町 ～安芸郡海田町	安芸郡海田町 ～廿日市市	中区平野町 ～廿日市市
総延長	7.7 km	9.6 km	23.3 km	19.4 km
車線数	4車線	4車線	高架部4～6車線 平面部4車線	2～4車線

2 一般国道54号

	可部バイパス
事業期間	昭和56年度～
区間	安佐北区可部南一丁目～同区大林町
総延長	9.7 km
車線数	4車線



要望内容

財政措置

- 1 地域の交流・連携を促進するための道路整備
温品二葉の里線ほか1路線
- 2 直轄国道バイパスへのアクセス向上に資する道路整備
安芸1区上瀬野線
- 3 災害に強く安全・安心に暮らせる道路環境の整備（Ⅱ期）
（防災・安全）
道路改築：国道433号
- 4 防災や安全・円滑な交通の確保等に資する無電柱化の推進
（無電柱化推進計画支援）
中2区吉島観音線ほか1路線
- 5 緊急輸送道路における無電柱化の推進（防災・安全）
電線共同溝：中1区霞庚午線ほか3路線
- 6 通学路等における交通安全対策の推進（防災・安全）
JR安芸中野駅自由通路

（要 旨）

本市の道路網は、市中心部を東西に走る一般国道2号，都心部から北方面へ延びる一般国道54号の主要幹線道路を主軸に形成されております。

こうした中、都心部を始め周辺部においても交通混雑が著しく、地域の産業活動及び通勤・通学等の日常生活に支障が生じており、その対策は喫緊の課題となっております。

そのため、地域の交流・連携の促進や、直轄国道バイパス等へのアクセス向上の観点から、インターチェンジアクセス道路、近隣市町と連絡する国道の整備など、都市の内外を結ぶ交通ネットワークを始めとした、道路網の体系的整備に重点的に取り組んでいます。

また、災害に強く安全・安心を確保する観点から、道路の防災性の向上や安全で快適な通行空間の確保、無電柱化・交通安全対策の推進についても重点的に取り組んでいます。

つきましては、これら道路事業の着実な推進のための財源確保について、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

道路事業の概要

区 分	事業期間	事業区間 延長	道路幅員 (歩道幅員)	総事業費	令和元年度 末の進捗率 (見込み)	令和2年度 以降 残事業費	
地域の交流・連携を促進するための道路整備							
道路 改築	温品二葉の里線ほか 1路線	平成12年度～ 令和2年度	1.0km	17.5m	175億円	99.3%	1億2,900万円
直轄国道バイパスへのアクセス向上に資する道路整備							
道路 改築	安芸1区上瀬野線	平成19年度～ 令和一桁代前半	310m	10.5m	33億円	24.3%	24億9,800万円
災害に強く安全・安心に暮らせる道路環境の整備（Ⅱ期）（防災・安全）							
道 路 改 築	国道433号 (伏谷)	平成10年度～ 令和一桁代前半	1,500m	11.5m	11億8,900万円	82.9%	2億300万円
	国道433号 (下伏～和田)	平成24年度～ 令和一桁代前半	240m	7.5m	3億1,300万円	52.8%	1億4,800万円
	国道433号 (葛原)	平成28年度～ 令和一桁代前半	260m	10.0m	1億5,700万円	65.5%	5,400万円
防災や安全・円滑な交通の確保等に資する無電柱化の推進（無電柱化推進計画支援）							
電線 共同溝	中2区吉島観音線ほか 1路線	平成20年度～ 令和一桁代前半	900m	(3.5m)	6億2,600万円	66.7%	2億800万円
緊急輸送道路における無電柱化の推進（防災・安全）							
電 線 共 同 溝	中1区震庚午線	平成24年度～ 令和一桁代前半	920m	(3.8m)	7億700万円	17.6%	5億8,300万円
	中2区中島吉島線 (吉島通り)	平成20年度～ 令和一桁代前半	1,240m	(4.0m)	9億7,600万円	76.4%	2億3,000万円
	中3区中広宇品線 (城南通り2工区)	平成24年度～ 令和一桁代前半	300m	(5.0m)	4億9,800万円	64.6%	1億7,600万円
	南4区中広宇品線 (翠町)	平成20年度～ 令和一桁代前半	2,600m	(6.2m)	11億円	42.2%	6億3,600万円
通学路等における交通安全対策の推進（防災・安全）							
交通 安全	JR安芸中野駅自由通 路	平成29年度～ 令和2年度	90m	(3.0m)	13億5,000万円	45.2%	7億4,000万円

29 街路事業の推進について

(国土交通省関係)

要望内容

財政措置

- 1 連続立体交差事業による安全・安心な地域づくりの推進
JR山陽本線・呉線（東部地区連続立体交差事業）
- 2 防災や安全・円滑な交通の確保等に資する無電柱化の推進
（無電柱化推進計画支援）
東雲大州線ほか1路線
- 3 緊急輸送道路における無電柱化の推進（防災・安全）
霞庚午線
- 4 通学路等における交通安全対策の推進（防災・安全）
長束八木線（3工区）ほか3路線
- 5 安全・安心なまちづくりを推進する道路等の整備（2期）
（防災・安全）
駅前線ほか3路線
- 6 都市基盤となる骨格道路等整備（2期）
中筋温品線ほか3路線
- 7 鉄道駅周辺の安心・安全な歩行空間の整備（防災・安全）
西広島駅南北自由通路等

(要 旨)

本市では、安全・安心な市民生活の確保や経済活動の活性化を図るため、市街地の骨格を形成する都市基盤施設である街路の整備を推進しています。

街路事業の実施に当たっては、交通の円滑化や踏切の安全確保などを図る連続立体交差事業、防災や安全・円滑な交通の確保等に資する無電柱化及び完成間近の路線の優先的整備など、「選択と集中」の観点から、整備効果の高い路線について重点的な取組を進めています。

つきましては、これら街路事業の着実な推進のための財源確保について、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

街路事業の概要

区 分	事 業 期 間	事業区間 延 長	道路幅員	総 事 業 費	令和元年度 末の進捗率 (見込み)	令和2年度 以 降 残 事 業 費
連続立体交差事業による安全・安心な地域づくりの推進						
J R 山陽本線・ 呉線（東部地区 連続立体交差事 業）	平成5年度～ 令和20年代前半	(全体) 5,000m (市域) 1,925m	—	(全体) 915億円 (市域) 370億円	12.2%	324億9,200万円
※ 事業費には関連街路分を含んでいる。						
防災や安全・円滑な交通の確保等に資する無電柱化の推進（無電柱化推進計画支援）						
東雲大州線ほか1路線	平成20年度～ 令和一桁代後半	590m	25～27m	79億円	73.0%	21億3,500万円
緊急輸送道路における無電柱化の推進（防災・安全）						
震 庚 午 線	平成10年度～ 令和一桁代後半	1,360m	30m	172億円	87.1%	22億2,200万円
通学路等における交通安全対策の推進（防災・安全）						
長 東 八 木 線 (3工区)	平成14年度～ 令和一桁代前半	1,030m	22～25m	48億円	96.1%	1億8,800万円
長 東 八 木 線 (4工区)	平成29年度～ 令和一桁代後半	480m	22～25m	31億円	8.3%	28億4,300万円
矢 野 中 央 線	平成27年度～ 令和一桁代後半	366m	17m	21億円	34.4%	13億7,200万円
畑口寺田線ほか1路線	平成27年度～ 令和一桁代後半	880m	16～18m	33億円	15.1%	28億200万円
安全・安心なまちづくりを推進する道路等の整備（2期）（防災・安全）						
駅 前 線	平成8年度～ 令和一桁代前半	977m	14m	42億円	58.7%	17億3,500万円
花 都 川 線	平成9年度～ 令和一桁代後半	320m	16m	16億円	43.7%	9億100万円
山 の 手 線	平成9年度～ 令和一桁代後半	1,050m	18m	57億円	23.6%	43億5,800万円
青 崎 中 店 線	平成5年度～ 令和20年代前半	1,466m	16m	48億円	57.3%	20億4,800万円
都市基盤となる骨格道路等整備（2期）						
中 筋 温 品 線	平成12年度～ 令和一桁代後半	2,070m	14～47m	236億円	44.2%	131億7,000万円
矢賀大州線ほか1路線	平成8年度～ 令和一桁代前半	1,000m	20～51m	144億円	96.2%	5億4,800万円
吉島観音線ほか1路線	平成7年度～ 令和一桁代後半	1,190m	20～30m	86億円	89.9%	8億6,700万円
段原蟹屋線ほか1路線	平成7年度～ 令和一桁代前半	633m	25～32m	73億円	94.4%	4億1,000万円
鉄道駅周辺の安心・安全な歩行空間の整備（防災・安全）						
西広島駅南北自由通路	平成23年度～ 令和一桁代前半	110m	8m	56億円	14.7%	47億7,800万円
西広島駅南口駅前広場	平成30年度～ 令和一桁代前半	3,180㎡	—	2億円	8.5%	1億8,300億円

30 土砂災害防止対策の充実について

(国土交通省関係)

要望内容

- 1 広島西部山系及び安芸南部山系直轄砂防事業の促進
- 2 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」の円滑な実施

(要 旨)

1 広島西部山系及び安芸南部山系直轄砂防事業の促進

本市では、過去から多くの大規模な土砂災害が発生していますが、整備を必要とする危険箇所が数多く集中しているため、その整備水準はいまだ低い状況にあります。

国におかれては、平成 11 年 6 月の豪雨による土砂災害を契機に「広島西部山系直轄砂防事業」として砂防堰堤を着実に整備していただきしており、また、平成 26 年 8 月の豪雨による土砂災害については、平成 29 年 5 月に緊急事業を完了した後も、引き続き、安全性を確保するための砂防施設の整備を本年度末の完成を目指して進めていただいております。

こうした中、平成 30 年 7 月の豪雨による土砂災害において甚大な被害を受けたことから、平成 30 年 8 月に、「広島西部山系直轄砂防事業」に安佐北区口田南地区など 3 地区を追加するとともに、新たに安芸南部山系において緊急事業の実施を決定され、安芸区矢野東地区など 3 地区で砂防堰堤の整備を進めていただきしており、緊急事業については、いずれの地区も本年度末に完了予定となっています。

本市としても、今後とも、流路となる普通河川改修等に国と一体となって鋭意取り組むとともに、災害情報の伝達や警戒避難体制の整備などソフト対策の推進に積極的に取り組んでまいります。

つきましては、広島西部山系及び安芸南部山系は、従来より砂防施設の整備を待たれている地区が多いことに鑑み、再度の災害防止のための砂防施設の整備をはじめ、両直轄砂防事業の一層の促進について、格別の御配慮をお願いいたします。

2 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）」の円滑な実施

土砂災害警戒区域等は，土砂災害防止法に基づき，県において区域指定のための基礎調査を行った上で，指定されてきました。

こうした中，平成 26 年 8 月 20 日の豪雨により本市で発生した土砂災害等を踏まえ，改正土砂災害防止法が同年 11 月 12 日に成立し，県には，基礎調査結果の公表や土砂災害警戒情報の市町村への通知等とともに，おおむね 5 年以内に基礎調査が完了するよう努めることが義務付けられたことから，広島県では令和元年度までの指定完了を目指して取組が行われています。

同法の施行に当たり，本市では地元説明会及び広報紙等により住民へ十分な周知を図るとともに，土砂災害特別警戒区域に指定された地区の住宅の移転・改修を支援するなど，人的被害を回避するための土砂災害防止対策を進めていきたいと考えております。

つきましては，同法の円滑な実施と土砂災害の防止を図るため，移転者等に対する支援措置について補助金の増額など更なる拡充を図るとともに，不動産取得税の減免措置など税制上の支援措置についても，格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

1 広島西部山系及び安芸南部山系直轄砂防事業の促進について

事業主体	国（国土交通省）		
事業名	広島西部山系直轄砂防事業	安芸南部山系直轄砂防事業	
事業期間	平成 13 年度～	平成 30 年度～	
事業内容	土砂災害防止施設の整備		
関係市町	広島市（東区，西区一部，安佐南区，安佐北区一部，佐伯区一部），廿日市市，大竹市	広島市（安芸区一部），呉市，坂町	
事業費	平成 30 年度まで	約 658 億円	約 58 億円
	令和元年度	約 76 億円	約 19 億円

2 位置図



2 要望する土砂災害特別警戒区域における税財政上の支援措置について

(1) 住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）の融資（地すべり等関連住宅融資）の拡充

◎ 融資条件の緩和，利率の引下げ

〔地すべり等関連住宅融資〕	〔融資条件〕
移転勧告を受けた者に対し，一般融資に比べ低利で融資	① 市長の証明書，勧告書の写し ② 関連事業計画の公表の日又は勧告の日から2年以内の申し込み ③ 居室，台所，トイレが備えられている住宅など 【令和元年7月1日から7月31日までに融資の申込をされた方の適用利率 年0.45%】

(2) 住宅・建築物安全ストック形成事業（がけ地近接等危険住宅移転事業，住宅・建築物土砂災害対策改修促進事業）の拡充

◎ 補助金額の増額

1 がけ地近接等危険住宅移転事業	〔補助対象限度額〕
がけ地の崩壊等による自然災害のおそれの高い土地から居住者自身の自助努力による住宅の移転を支援	① 除却等費 95万7千円／戸 ② 建物助成費(借入金利子に相当する費用) 建物 457万円／戸 土地 206万円／戸 敷地造成 59万7千円／戸 計 722万7千円／戸
2 住宅・建築物土砂災害対策改修促進事業	① 補助率：改修工事費の23% ② 補助対象限度額（改修工事費の上限）330万円 ③ 補助限度額75万9千円
土砂災害特別警戒区域の既存不適格建築物を土砂災害に対して安全な構造となるよう改修を支援	

(3) 不動産取得税の減免措置の復活

〔不動産取得税の減免期間〕	〔地方税法〕
・平成16年度創設 ・平成22年3月31日時限立法により廃止	（不動産取得税の課税標準の特例） 附則第11条第19項 〔控除〕 不動産取得税の課税標準を1/5控除

(4) 土地建物を売却した場合の譲渡所得に対する特別控除の創設

所得税法の特別控除適用外譲渡所得に対する特別控除の創設
〔参考〕（所得税法第58条） 同一年内に譲渡する前の資産と規模，用途がほぼ同じくする資産を取得した場合には所得はなかったものとして扱う。

31 大雨及び洪水に関する気象警報・注意報の発表区分について

(国土交通省関係)

要望内容

行政区ごとの大雨及び洪水に関する気象警報・注意報の発表

(要 旨)

気象警報・注意報は、行政区を有する政令指定都市や合併により広大な面積を有する市町村に対しても、均一的に市町村単位での発表が基本とされているため、市域の大きさや地形による気象状況の違いなどが十分に反映されていないものとなっています。

一方、本市は市域も広く、雨の降り方など気象条件も地域によって差があるため、区単位で災害対応を行うこととしており、大雨・洪水注意報の発表時には、注意体制を敷き、早期の情報収集に努め、また、大雨・洪水警報の発表時には警戒体制に移行し、災害発生に警戒するとともに、住民に対して自主的な避難の呼びかけを行う注意喚起を行っているところですが、例えば、市域の北部にある安佐北区の一部のみで強い降雨がある一方で、降雨が全く無い南部においても、市全体に注意報や警報が発表されています。

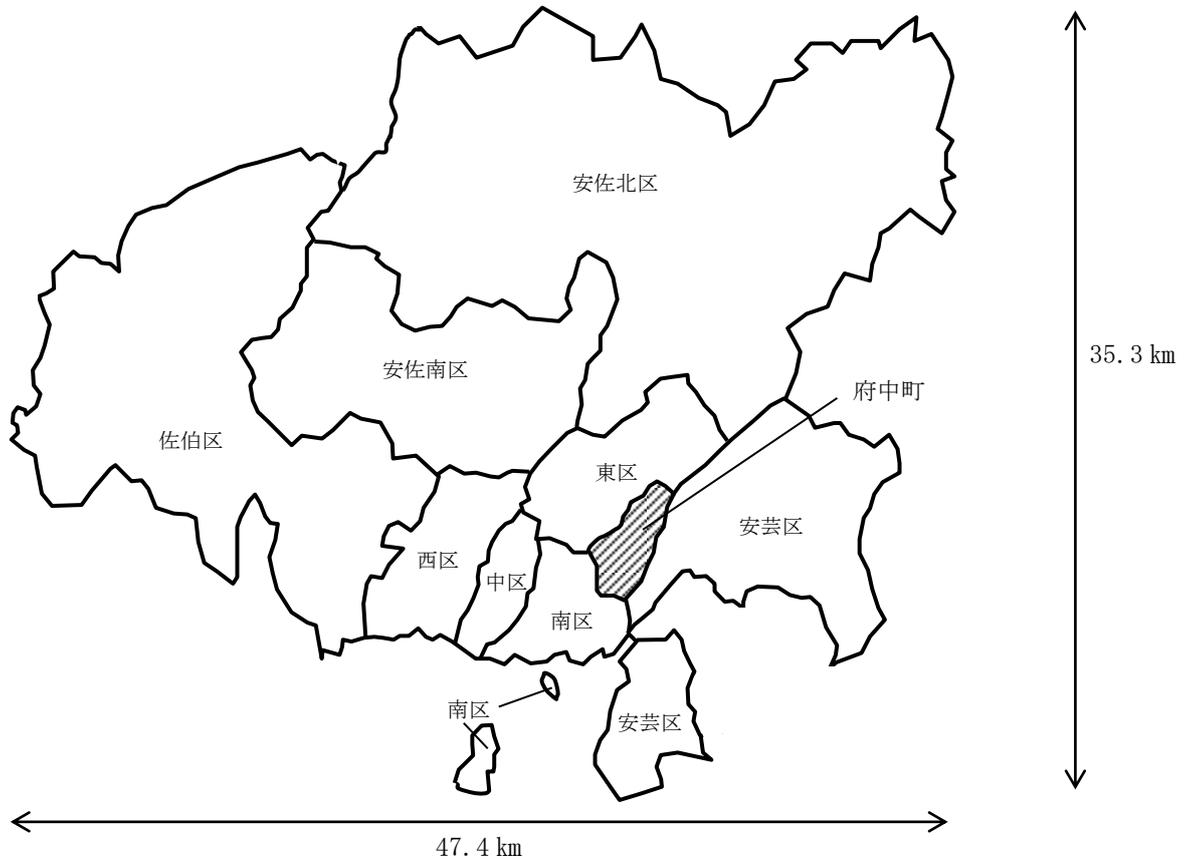
このような状況が度重なると、住民の大雨・洪水注意報や警報に対する警戒感の低下や、これに基づいて発信する注意喚起などの本市の防災情報に対する信頼感の低下を招きかねず、ひいては、避難勧告等に基づく住民の避難行動が適切に行われなくなることが懸念されます。

気象庁におかれては、土砂災害警戒判定メッシュ情報に加え、浸水害の危険度分布や洪水の危険度分布など、よりきめ細かで分かり易い危険度に関する情報提供を行うこととされていますが、これらの情報を住民が積極的に取得し、適切な避難行動に繋げるためには、住民が普段から馴染みのある大雨・洪水注意報や警報を危険度の高まった地域に対して発表することが肝要であると考えております。

つきましては、現行の市町村単位の二次細分区域を更に細分化した行政区ごとの大雨及び洪水に関する気象警報・注意報の発表が行われるよう、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

広島市の面積と人口



区分	広島市	中区	東区	南区	西区	安佐南区	安佐北区	安芸区	佐伯区
面積(km ²)	906.68	15.32	39.42	26.46	35.61	117.03	353.33	94.08	225.43
人口(人)	1,194,524	134,416	120,504	142,277	189,607	243,784	144,940	79,823	139,173

※1 面積は、平成30年10月1日現在

※2 人口は、平成31年3月末現在（外国人を含む）

32 港湾海岸高潮対策事業の促進について

(国土交通省関係)

要望内容

海岸保全施設整備の促進

(要 旨)

本市の臨海部では、人口・産業・資産が集中していることから、高潮に対する安全性の確保が不可欠となっております。

こうした中、平成11年9月には台風18号により、平成16年8月には台風16号、同年9月には台風18号によって、臨海部では高潮による甚大な被害が発生し、高潮対策が急務となりました。

こうした状況を受けて、国及び広島県において、広島港の高潮対策事業を進めていただいています。

近年、気候変動による潮位の上昇や台風の強大化によって、高潮災害のリスクが増大し、本市におきましても、臨海部の防災に対する市民の意識が高まっております。

つきましては、早期に市民生活の安全確保を図る必要があるため、港湾海岸高潮対策事業の一層の促進について、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

1 事業主体

国（国土交通省）及び広島県

2 事業内容

海岸保全施設の整備

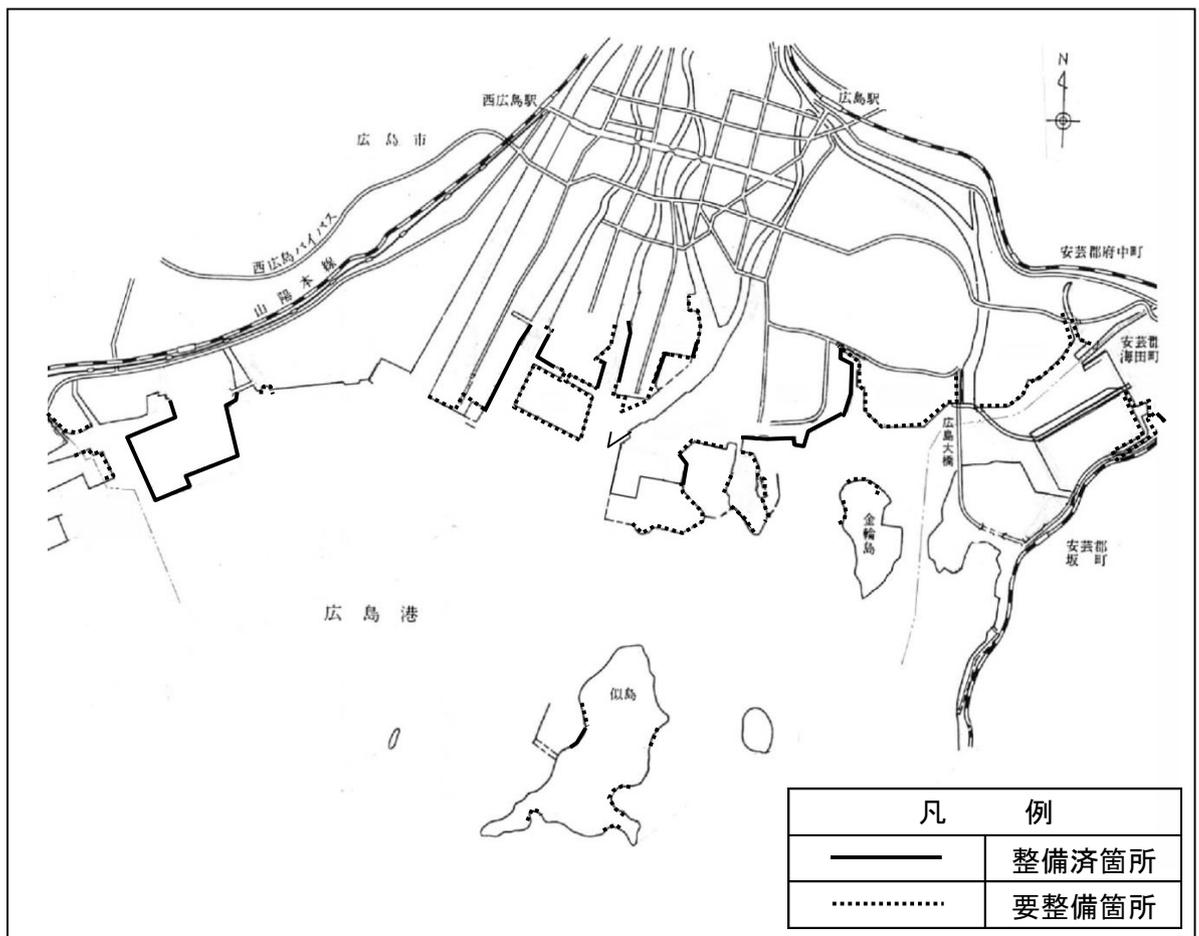
3 整備状況（平成 30 年度末現在）

整備計画延長 69 km （うち広島市域 50 km）

整備済延長 26 km （うち広島市域 20 km）

要整備延長 43 km （うち広島市域 30 km）

4 位置図



33 太田川高潮対策事業の促進について

(国土交通省関係)

要望内容

- 1 高潮堤防の早期完成
- 2 堤防の耐震性向上対策など防災対策の促進

(要 旨)

本市のデルタ地域には 6 つの川が流れており、河岸は、緑地として市民に安らぎと憩いの場を提供するとともに、都市景観を構成する上で重要な役割を担っております。

こうした中、これら河川においては、これまでに数多くの高潮による災害が発生しており、平成 3 年 9 月の台風 19 号、平成 11 年 9 月の台風 18 号、さらには平成 16 年 9 月の台風 18 号によっても高潮で市内随所に浸水被害が発生し、昨今の異常潮位により浸水被害の危険度は更に高くなっております。また、平成 13 年 3 月の芸予地震においては、デルタ地域で小規模な地盤の液状化現象も発生しております。

平成 23 年の東日本大震災により、本市におきましても、津波や高潮の影響を受けるデルタ地域の防災に対する市民の意識が更に高まっており、こうした自然災害から都市を守るためには、高潮堤防の早期完成とともに、堤防の耐震性向上対策など防災対策の促進を図る必要があります。

つきましては、太田川高潮対策事業の促進について、格別の御配慮をお願いいたします。

また、都市河川が都市美に果たす役割の重要性に鑑み、その整備に当たっては、美しい景観の創出、親水性の確保などについて、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

1 事業主体

国（国土交通省），広島県

2 事業期間

国：昭和 47 年度～ 県：昭和 43 年度～

3 事業内容

(1) 場所 国：太田川（放水路），天満川，旧太田川（本川），元安川
県：京橋川，猿猴川，府中大川

(2) 改修方式 防潮堤の構築

4 整備状況（平成 30 年度末現在）

整備計画延長 国：28.3 km 県：24.6 km

整備済延長 国：20.8 km 県：13.4 km

5 位置図

